# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
	千葉市	国民健康保険に関する事務	全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

千葉市長

## 特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

#### 公表日

[平成26年4月 様式4]

## 項目一覧

Ι	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

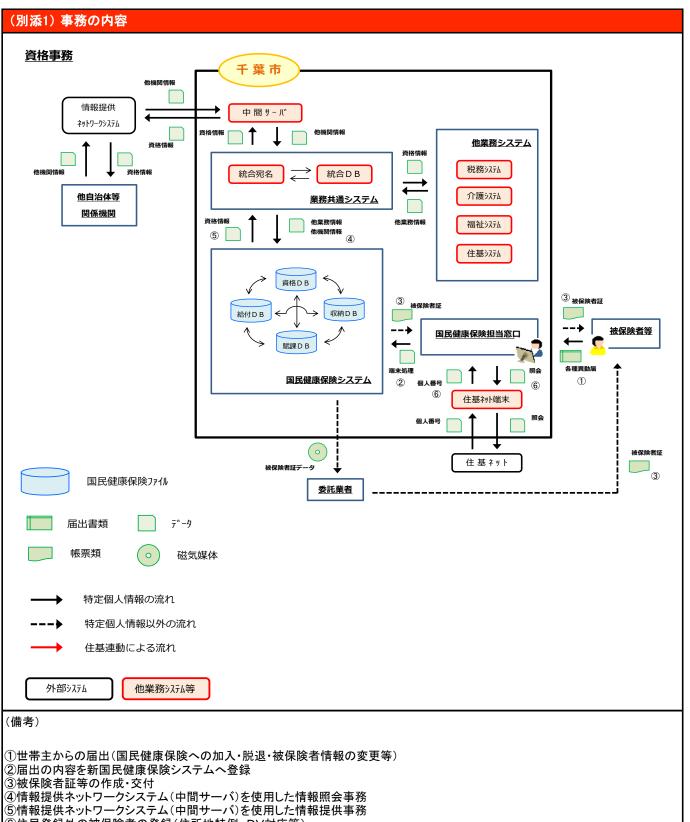
## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険に関する事務		
②事務の内容 ※	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法(以下単に「法」という。)第3条により、国民健康保険を行うものとされる。市町村に任所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者もしない(適用時にもする者は、国民健康保険の被保険者等、法第5条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者等の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)と行う(法第2条)、被保険者の廃病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)と行う(法第2条)、被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第5条)を以び国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法の表し、万事・結に不す。市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法の表し、工業・計は一業市は干棄・市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法ので、工業・活動により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。 [資格関連事務] 「個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者告帳を作成する。2被保険者事格の異勤等に係る届出の受理を行い、被保険者等、擬制世帯主を含む)の方は、保険者で、の資格期間の管理を行う。3被保険者直に高齢受給者証、被保険者資格証・財産を資料の適宜にに関し、医療保険者の調査及び職性型を行う。 (1版課間連事務) 「の個人を単位とする被保険者に関する中部書を受理しより、被保険者の所得情報を取得し、医療保険者への調査及び職地型を行う。 (1の職者、政治を行うを消費が表し、保険料の決定または変更を行う。3世帯主へ保険料の決定または変更に係る通知を行う。3世帯主へ保険料の決定または変更に係る通知を行う。2保険料の強情報の取得及び管理を行う。2保険料の減損等な行う。3世帯主へ関係対の定等、失業等)がある場合、保険料の減免等に係る申請書を受理し、規定を持つにない世帯主に対し、保険料の政情報の取得及び管理を行う。 (3限保険者から限度額認定を行う。2に機関車を引きに続しているの情報を以管を表すがある場合、保険料の減免等に振るの問題を行う。3取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の割合の判定を行う。(3取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の減免等、減額、免除及び徴収増予)に係る申請書の受理に関で、当該保険者から限度額認定書(標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証を含む)に係る申請書の受理に対し、一部負担金の減免等、減額、免除及び極収増予)に係る申請書の受理に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		

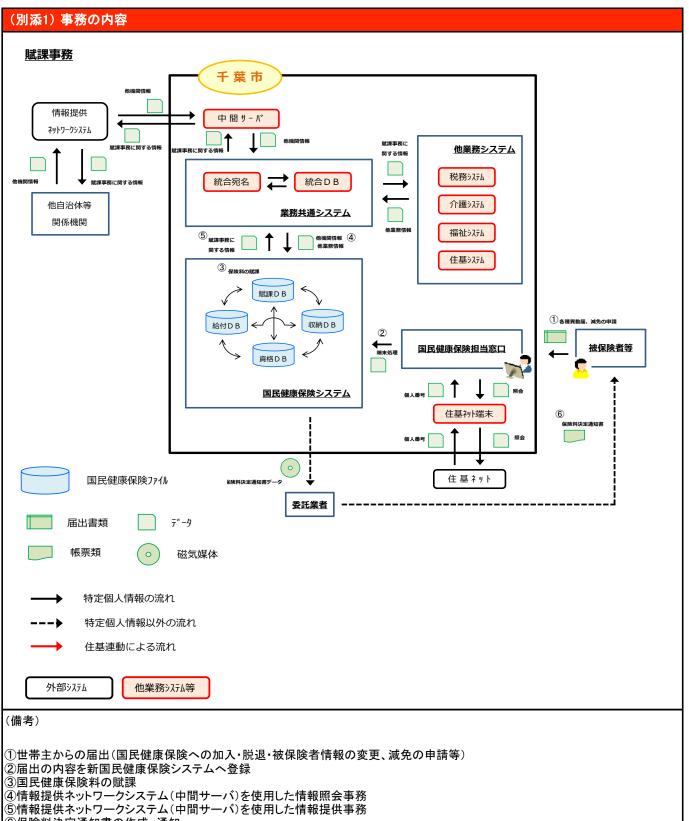
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム				
システム1				
①システムの名称	新国民健康保険システム			
②システムの機能	【資格関連事務に係る機能】 ・被保険者の異動等に伴う資格期間を資格DBで管理する。 ・資格DBで管理している被保険者情報をもとに、被保険者証等の交付・更新データを作成する。 【賦課関連事務に係る機能】 ・税務システムから被保険者(擬制世帯主含む)(以下単に「被保険者等」という。)の所得情報を取得し、所得DBで管理する。 ・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。 【収納関連事務に係る機能】 ・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。 【滞納関連事務に係る機能】 ・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。 ・滞納情報から滞納処分(督促状含む)に関するデータを作成する。 ・収納的Bで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成する。 ・収納日報の必滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。 【給付関連事務に係る機能】 ・レセプトデータ等から給付情報を取得し、給付DBで管理する。 ・給付情報をもとに、医療機関への保険給付データを作成する。 ・所得情報等により、一部負担金の割合の判定を行う。 ・限度額認定証等の申請に関し、当該データの登録・認定・管理を行う。 【情報連携に係る機能】 ・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。			
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )			
システム2				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	【符号管理機能】 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 【情報照会機能】 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報照会機能は、情報提供表ットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能】 ・情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う 【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する 【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 【セキュリティ管理機能】 (注)システム方式設計書 6.0.0.機能要件の整理 第1.1 版」以降で提供予定 【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う 【システム管理機能】 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う			

	[O]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム
	[O]宛名システム等 []税務システム
	[ ]その他 ( )
システム3	
①システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)
②システムの機能	【統合データベース管理機能】 ・各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 【団体内統合宛名番号付番機能】 ・団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 【データ連携機能】 ・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。 ・中間サーバーとの情報連携を行う。 【権限管理機能】 ・各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。・統合データベースへのアクセス制御を行う。
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム
() 150000000	[ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム
	[O]その他 (新国民健康保険システム、介護システム、中間サーバー )
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	【機構への情報照会】 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せを キーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 【本人確認情報検索】 ・統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
	[O]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	「

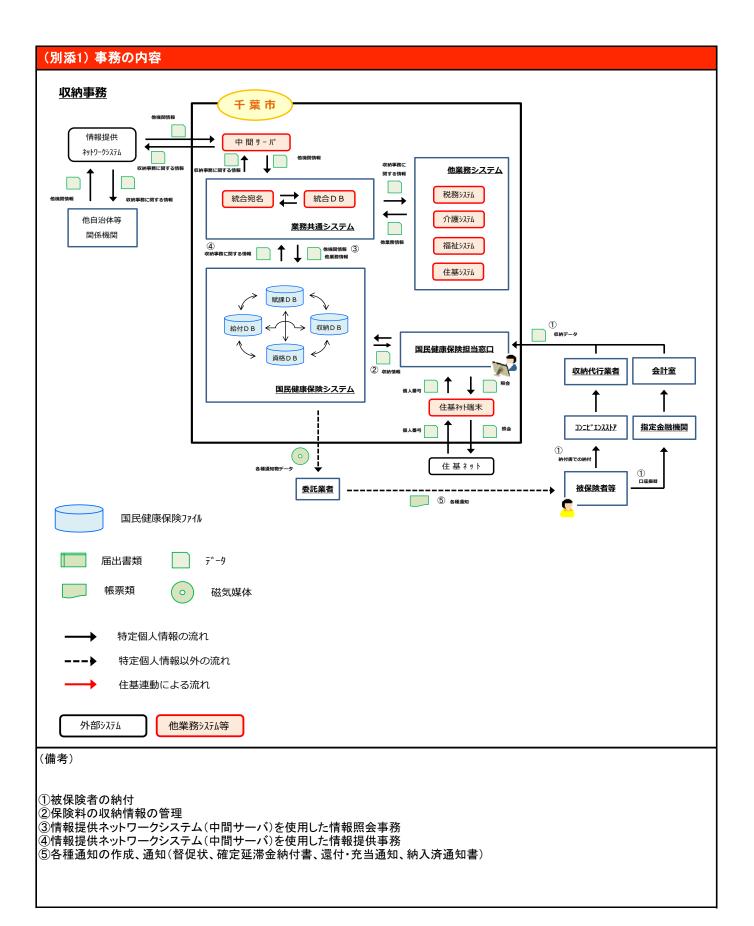
#### 3. 特定個人情報ファイル名 国民健康保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (1)番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務におい て個人番号の収集(申請書等に個人番号の記載を求める)を行う。また、業務共通システムを利用した 庁内連携により、宛名番号を介して、新国民健康保険システム(以下、単に「国保システム」という。)で ①事務実施上の必要性 保有する個人情報と統合DBで保有する個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然 的に保有する。 (2)国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバへ格納し、情報提供ネットワークシステ ムを介して関係機関等へ提供する。 (1)事務・手続きの簡素化及び添付書類の削減による負担軽減 ①資格喪失証明書等の添付書類の省略により、市民の負担軽減が見込まれる。 ②申請等に必要な添付書類の省略により、発行元の関係機関の負担軽減が見込まれる。 (2) 行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現 ①資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、資格、賦課及び給付 ②実現が期待されるメリット の適正化が図れる。 ②庁内連携により個人情報が一元管理されることで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務 の効率化及び正確化が図れる。 5. 個人番号の利用 ※ 〇番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関す 法令上の根拠 る事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ く選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定 〇番号法第19条第7号及び別表第2 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87、93の項) (注)別表第二の12、15、17、22、30、33、39、46、58、78、81、88、109、110、120の項に対 応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の9、97、106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。 ②法令上の根拠 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって 主務省令で定めるもの」となっている項(42、44の項) (注)別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追 加予定。 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 保健福祉局 健康部 健康保険課 健康保険課長 ②所属長 今泉 雅子 8. 他の評価実施機関

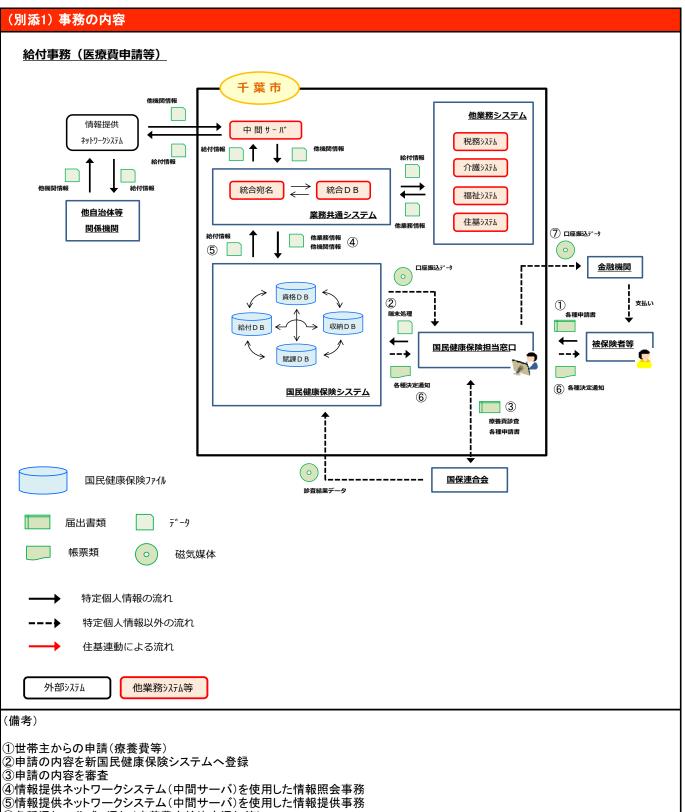


- ⑥住民登録外の被保険者の登録(住所地特例、DV対応等)

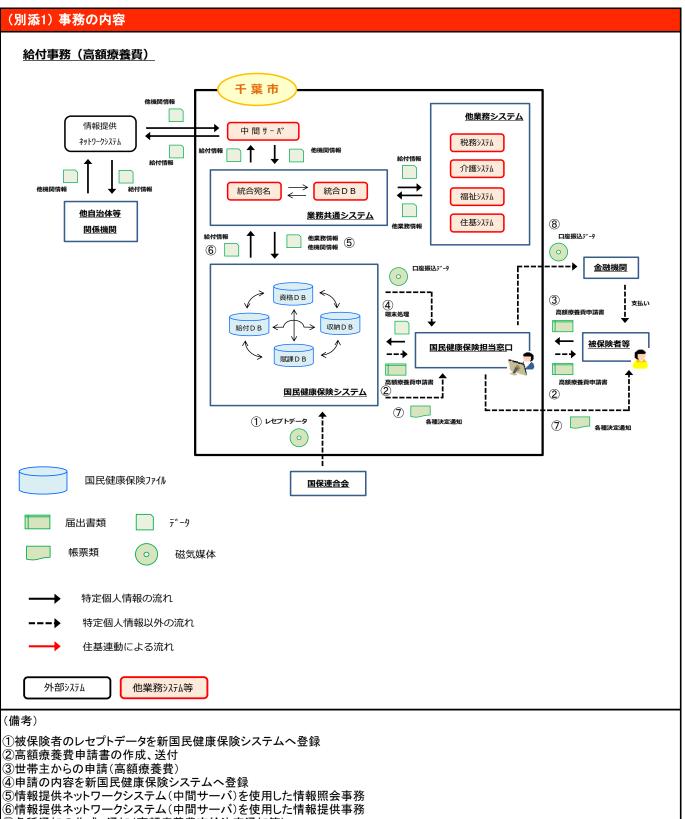


- ⑥保険料決定通知書の作成、通知

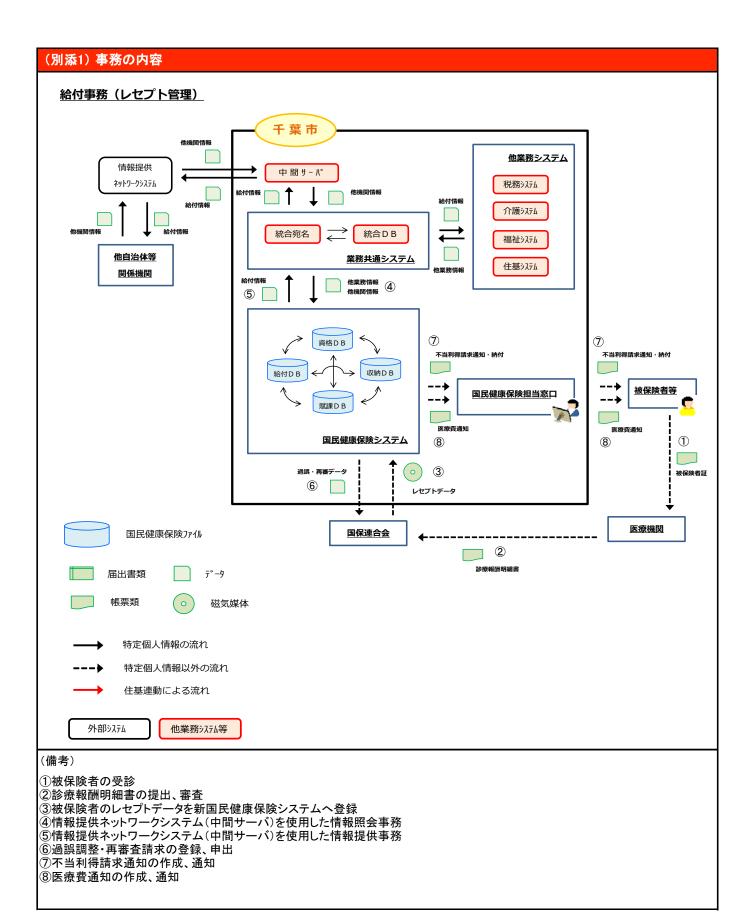


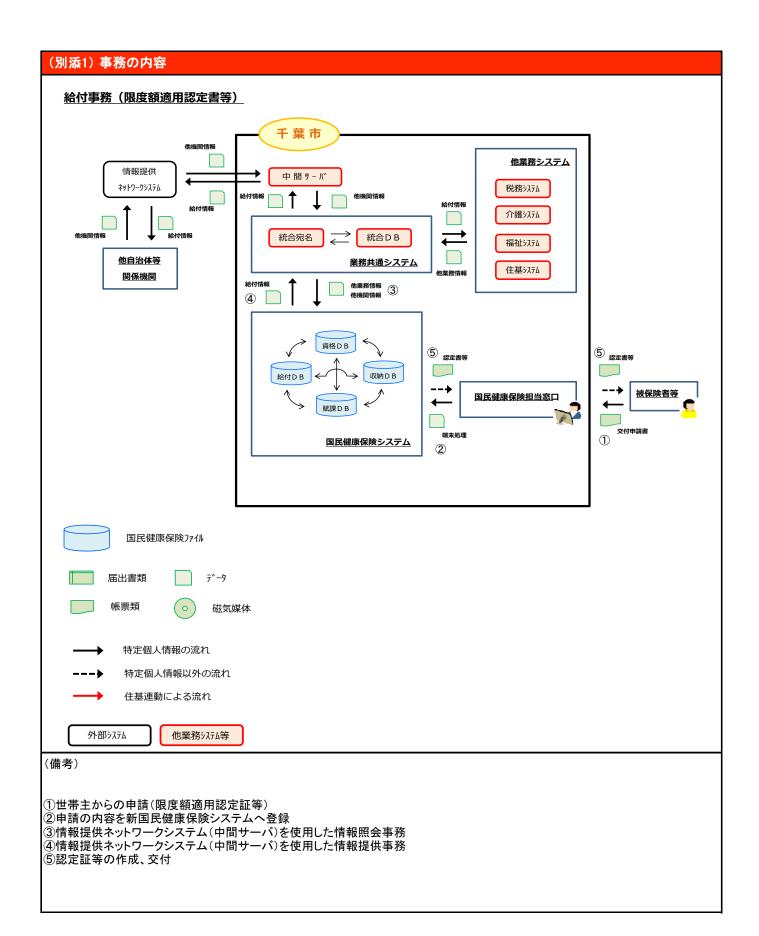


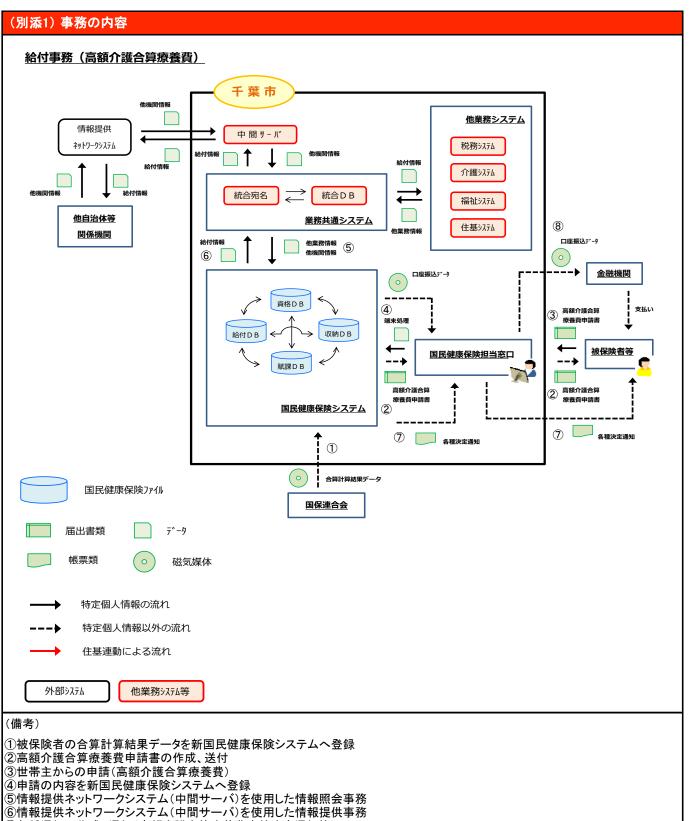
- ⑥各種通知の作成、通知(療養費支給決定通知等)
- ⑦世帯主への振込



- ⑦各種通知の作成、通知(高額療養費支給決定通知等)
- ⑧世帯主への振込







- ⑦各種通知の作成、通知(高額介護合算療養費支給決定通知等)
- ⑧世帯主への振込

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢>  (選択肢>  1) システム用ファイル  2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	市内に住所を有する者(一部市外在住含む)で、本市の国民健康保険の被保険者(国民健康保険法 第5条)及び世帯主。 また、国民健康保険の被保険者及び世帯主に該当しなくなった者で喪失後5年を 経過しない者。
	その必要性	保有する特定個人情報により、保険料の賦課、収納及び還付等、また、保険給付の決定や療養費の支給等を適正かつ効率的に行うため必要となる。また、国民健康保険の喪失者等についても、同様の理由により特定個人情報を保有するが、その期間を5年とするのは、保険料の還付や給付の時効に合わせたものである。
④記録さ	れる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 10項目未満</li><li>2) 10項目以上50項目未満</li><li>3) 50項目以上100項目未満</li><li>4) 100項目以上</li></ul>
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	【識別情報】 対象者を正確に特定するため 【連絡先等情報】 対象者の基本情報として管理するため 【業務関係情報】 ①地方税関係情報:保険料賦課及び保険給付を適正に行うため ②医療保険関係情報:資格管理及び保険給付を適正に行うため ③生活保護・社会福祉関係情報:資格管理を適正に行うため ④介護・高齢者福祉関係情報:資格管理及び保険料賦課を適正に行うため (住所地特例、介護保険適用除外等) ⑤雇用・労働関係情報:保険料賦課を適正に行うため(非自発的失業者減免等) ⑥介護・年金関係情報:資格管理及び保険料の特別徴収を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署		①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所保険年金課 ③花見川区役所保険年金課 ④稲毛区役所保険年金課 ⑤若葉区役所保険年金課 ⑥緑区役所保険年金課 ⑦美浜区役所保険年金課

3. 特定個人情報の入手・	使用	
	[〇]本人又は本人の代理人	
	総務局情報経営部情報システム課、市民局市民自治 [ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 推進部区政推進課、財政局税務部(税制課、課税管理 ) 課、納税管理課)、保健福祉局(保護課、高齢障害部 高齢福祉課、高齢障害部介護保険課)	
①入手元 ※	[O]行政機関·独立行政法人等 (公共職業安定所、医療保険者、年金機構 )	
	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村)	
	[  ]民間事業者  (	
	[ 〇 ] その他 ( 国民健康保険団体連合会 )	
	[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ	
@1 <del>*</del> + \	[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム	
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[ ]その他 ( )	
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ①住基関係情報:住基システムの異動情報を即時更新する。 ②地方税関係情報:税システムの異動情報を月次更新する。 ③生活保護関係情報:随時で関係部署から情報提供を受ける。 ④介護・高齢者福祉関係情報:月次で関係部署から情報提供を受ける。 ⑤介護・年金関係情報:介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新する。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ①地方税関係情報:随時で他市町村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。 ②医療保険関係情報:随時で他市时村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。 ②医療保険関係情報:随時で他市財(1月1日住所地)から情報提供を受ける。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。	
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一(項番30)及び国民健康保険法施行規則の規定による。 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ・番号法第14条第1項の規定による。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定による。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定による。	
⑤本人への明示	特定個人情報の入手及び使用について、以下の法令等において規定されていることから、本人への直接の明示は行わない。 【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一(項番30)及び国民健康保険法施行規則の規定において明示されている。 【庁内連携により入手】 ・番号法第14条第1項の規定において明示されている。 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第14条第2項の規定において明示されている。	

⑥使用目的 ※		・国民健康保険事務を適正かつ公平に行うため、被保険者等の情報の把握が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・被保険者が申請等を行う際に、添付資料が省略できるなど市民の利便性向上のために利用する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所保険年金課 ③花見川区役所保険年金課 ④稲毛区役所保険年金課 ⑤若葉区役所保険年金課 ⑥緑区役所保険年金課 ⑦美浜区役所保険年金課⑧財政局税務部債権管理課
	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※		【資格関連事務】 ・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。 ・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、被保険者証の交付及び更新を行う。 ・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。 【賦課関連事務】 ・資格情報及び所得情報等から保険料の賦課決定を行う。 ・資格情報及び所得情報等から賦課情報を適正に管理する。 【収納関連情報】 ・資格情報及び収納情報等から、保険料の過誤納状況を把握し、還付・充当処理を行う。 ・賦課情報及び年金情報等から、特別徴収の管理を行う。 ・賦課情報及び収納情報等から、滞納管理を行う。 【給付関連情報】 ・資格情報及びレセプト情報等から、保険給付情報の管理を行う。 ・所得情報及び資格情報等から、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。
情報	の突合 ※	【資格関連事務】 ・届出記載事項、住基情報及び他保険等の資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、資格管理や被保険者証等の交付等を行う。 【賦課関連事務】 ・資格情報、住基情報及び所得情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、保険料の賦課決定及び賦課情報の管理等を行う。 【収納関連情報】 ・資格情報及び収納情報を宛名番号(又は符号)により突合し、過誤納状況の把握及び還付・充当処理を行う。 ・賦課情報、年金情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、特別徴収の判定を行う。・賦課情報、収納情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、滞納者管理及び滞納整理を行う。 【給付関連情報】 ・資格情報及びレセプト情報を宛名番号(又は符号)により突合し、保険給付情報の管理を行う。 ・所得情報及び資格情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、保険給付情報の管理を行う。 ・所得情報及び資格情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。
情報 ※	の統計分析	国・県等への報告資料の作成のため統計・分析を行うが、個人を特定する統計・分析は行わない。
		①被保険者証等の交付 ②基準収入額適用申請書による一部負担金の割合の判定 ③限度額適用認定証等の所得区分の判定 ④保険給付等の支給決定 ⑤保険料の決定・更正 ⑥被保険者証の返還請求の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 2)件			
委託事項1		システムの運用保守委託契約			
①委託	托内容	システムの運用保守に関すること			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様			
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に委託している。			
③委託	<b>f</b> 先における取扱者数	<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙			
⑤委託先名の確認方法		千葉市ホームページにて入札結果等の情報を公開している。また、千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。			
⑥委託先名		富士通株式会社			
田	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	8再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。			
	⑨再委託事項	上記委託内容と同様			

委託事項2		ホスティングサービスの利用(データセンター)
①委託内容		①システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンター機能の提供 ②バックアップデータの遠隔地保管
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために委託している。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>⑤委</b> 詞	托先名の確認方法	千葉市ホームページにて入札結果等の情報を公開している。また、千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 12 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	番号法第9条第1号及び別表第一に定める事務実施所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1号及び別表第一に定める各事務(別紙2参照)
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。

6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		【業務共通システム・国保システムにおける措置】 ・24時間365日有人による入退館管理を行っている建物の中で、更に入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注)生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認するなどの管理を行う。 ・届出書などの紙媒体やデータの収受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。 ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 [ 定められていない ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない	
	その妥当性	・特定個人情報等の保管期間については法令上具体的な定めが無い。 ・給付や保険料の還付等に関する時効が5年であることから、国保加入世帯の全員の資格喪失後5年を 保管期間としている。	
③消去方法		【国保システムにおける措置】 ・保存期間の過ぎた申請書や帳票類などの紙媒体の特定個人情報は、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・ディスク交換やハード更改などの際は、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改などの際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	
7. 備考			

(別紙	(別紙1)番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務				
No.	情報照会者		去令上の根拠	提供先における用途	
INU.	1月	番号法	別表第二の主務省令	徒供尤における用述	
1	厚生労働大臣	第19条第7号 別表第二の1の項	第一条第一項第一号、同項第二号イ	健康保険法第五条第二項の規定により厚生 労働大臣が行うこととされた健康保険に関す る事務であって主務省令で定めるもの	
2	全国健康保険協会	第19条第7号 別表第二の2の項	第二条第一項第二号、同項第三 号イ、同項第五号イ、同項第六号 イ、同項第七号イ、同項第十二号 イ	健康保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
3	健康保険組合	第19条第7号 別表第二の3の項	第三条第一項第二号、同項第三 号イ、同項第五号イ、同項第六 号、同項第七号イ、同項第八号イ	健康保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
4	厚生労働大臣	第19条第7号 別表第二の4の項	第四条第一項第一号、同項第二 号イ	船員保険法第四条第二項の規定により厚生 労働大臣が行うこととされた船員保険に関す る事務であって主務省令で定めるもの	
5	全国健康保険協会	第19条第7号 別表第二の5の項	第五条第一項第二号、同項第三 号、同項第四号、同項第五号、同 項第六号	船員保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
6	都道府県知事等	第19条第7号 別表第二の26の項	第十九条第一項第一号イ	生活保護法による保護の決定及び実施又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの	
7	市町村長	第19条第7号 別表第二の27の項	第二十条第一項第八号ハ	地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	
8	市町村長又は国民健 康保険組合	第19条第7号 別表第二の42の項	第二十五条第一項第三号イ、同項第七号ロ、第八号イ	国民健康保険法による保険給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの	
9	市町村長	第19条第7号 別表第二の62の項	第三十三条第一項第一号	老人福祉法による費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	
10	後期高齢者医療広域 連合	第19条第7号 別表第二の80の項	第四十三条第一項第三号イ、同 項第五号口、同項第七号	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
11	都道府県知事等	第19条第7号 別表第二の87の項	第四十四条第一項第一号イ	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	
12	市町村長	第19条第7号 別表第二の93の項	第四十六条第一項第一号、同項 第二号、同項第三号、同項第四 号、同項第五号、同項第六号、同 項第七号、同項第八号	介護保険法による保険給付の支給又は地域 支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	

(別紙	2)番号法第9条第11	頃、同条第2項及び別	表第一に定める事務	
No.	情報照会者	;	法令上の根拠	── 移転先における用途
140.	(事務実施所管課)	番号法	別表第一の主務省令	19十五八二~0317.の円を
1	市民税課	第9条第1項 別表第一の16の項	第十六条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康保険課(後期高齢者医療制度担当)	第9条第1項 別表第一の59の項	第四十六条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	介護保険課	第9条第1項 別表第一の68の項	第五十条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

## 【共通】

	1	1
通番管理レコード	公示止日	
調定年度	未公示日	
分納誓約管理No.	処理日	
徴収猶予管理No.	処理時刻	
繰上徴収管理No.		
交付要求管理No.		
参加差押管理No.		
差押処分管理No.		
処分停止管理No.		
延滞金減免管理No.		
督促管理No.		
催告管理No.		
還付通知番号		
充当通知番号		
当初通知書管理No.		
決定通知書管理No.		
変更通知書管理No.		
帳票データレコード		
帳票通番		
帳票ページ位置		
帳票データ		
帳票管理レコード		
帳票通番		
作成端末		
帳票総枚数		
帳票種別		
対象者名		
外字サイン		
溢れサイン		
作成日		
作成時間		
作成者コード(職員番号)		
出力済サイン		
窓口コード		
国保番号		
送付先住所有無		
帳票通番管理レコード		
帳票通番		
送達記録レコード		
国保番号		
	•	•

処理日		
処理時刻		
送達記録明細レコード		
送達記録帳票種別コード		
通番管理内訳No.		
帳票処理年月		
帳票発送日		
賦課対象年度		
発送先住所		
発送先方書		
発送先氏名		
発送処理窓口コード		
返送日		
返送理由コード		
返送処理窓口コード		
公示日		
公示処理窓口コード		

## 【資格】

			T
国保世帯レコード	減免申請日	処理日	宛名番号
国保番号	減免開始日	処理時刻	開始届出年月日
世帯番号 1	減免終了日	退職者被保履歴レコード	開始理由
世帯番号 2	減免理由	国保番号	開始窓口コード
区コード	減免率	宛名番号	開始理由(内部)
主の宛名番号	減免窓口コード	該当年月日	終了届出年月日
主変更日	処理年月日	該当届出年月日	終了理由
取得理由	処理時刻	該当異動区分	終了窓口コード
取得窓口コード	処理年月日	該当窓口コード	終了理由(内部)
喪失理由	処理時刻	非該当年月日	計算開始年月日
喪失窓口コード	被保履歴レコード	非該当届出年月日	計算終了年月日
登録区分	国保番号	非該当異動区分	生年月日
普擬区分	世帯番号	非該当窓口コード	世帯主宛名番号
加入区分	宛名番号	計算開始年月日	国保喪失日 (旧被保取得日)
介護区分	取得年月日	計算終了年月日	得喪訂正区分
老公区分	取得届出年月日	本人・扶養区分	得喪訂正年月日
世帯順位変更フラグ	取得異動区分	退続柄	処理年月日
電話番号	取得窓口コード	得喪訂正区分	処理時刻
送付先住所有無	喪失年月日	得喪訂正年月日	窓口処理レコード
処理年月日	喪失届出年月日	処理日	窓口処理区分
処理時刻	喪失異動区分	処理時刻	窓口処理日

個人キーレコード	要失窓口コード	介護被保レコード	窓口宛名番号
	計算開始年月日	国保番号	窓口コード
被保険者レコード	計算終了年月日	宛名番号	保険証状態サイン
国保番号	住民区分	該当年月日	老公区分
世帯番号	被主区分	該当届出年月日	バッチ区分
—————————————————————————————————————	○学○遠区分	該当異動区分	宛名番号
取得年月日	介護区分区分	該当窓口コード	国保番号管理レコード
取得届出年月日	老公区分	非該当年月日	国保番号管理番号
取得異動区分	続柄	非該当届出年月日	資格備考キーレコード
取得窓口コード	得喪訂正区分	非該当異動区分	国保番号
喪失年月日	得喪訂正年月日	非該当窓口コード	資格備考レコード
喪失届出年月日	旧国保番号	計算開始年月日	国保番号
喪失異動区分	新国保番号	計算終了年月日	窓口コード
喪失窓口コード	表示順位番号	得喪訂正区分	登録日
計算開始年月日	生年月日	得喪訂正年月日	備考内容
計算終了年月日	本名/通称名区分	処理年月日	処理日
住民区分	負担割合	処理時刻	処理時刻
被主区分	処理年月日	介護被保履歴レコード	登録キーレコード
○学○遠区分	処理時刻	国保番号	調定年度
介護区分区分	退職者被保レコード	宛名番号	国保番号
老公区分	国保番号	該当年月日	処理日
続柄	宛名番号	該当届出年月日	期別情報レコード
得喪訂正区分	該当年月日	該当異動区分	システムコード
得喪訂正年月日	該当届出年月日	該当窓口コード	調定年度
旧国保番号	該当異動区分	非該当年月日	随時区分
新国保番号	該当窓口コード	非該当届出年月日	管理番号
表示順位番号	非該当年月日	非該当異動区分	チェックデジット
生年月日	非該当届出年月日	非該当窓口コード	期/月
本名/通称名区分	非該当異動区分	計算開始年月日	処理日
負担割合	非該当窓口コード	計算終了年月日	登録情報レコード
有効期限	計算開始年月日	得喪訂正区分	レコード区分
削除区分	計算終了年月日	得喪訂正年月日	オペレーションフラグ
負担割合	本人・扶養区分	処理年月日	請求情報年識別
減免レコード	退続柄	処理時刻	システムコード
世帯番号	得喪訂正区分	旧国保被保険者レコード	調定年度
宛名番号	得喪訂正年月日	国保番号	随時区分
管理番号	操作者		
チェックデジット	保険証交付キーレコード		
期別/月	国保番号		
連番	処理日		
納付区分	処理時刻		

期別区分	保険証交付レコード	
一	国保番号	
合計金額	保険証交付日	
請求金額元金	保険証交付場所	
延滞金表示区分	保険証交付方法	
延滞金	保険証状態サイン	
消費稅額表示区分	老公区分	
消費税額	返還通知書発行サイン	
手数料負担区分	返還通知書返送サイン	
地公体名(カナ)	処理日	
地公体名(漢字)	<b>処理時刻</b>	
請求内容(カナ)	ACCEPION TO THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PERSON NAMED IN COLU	
請求内容(漢字)		
納付期限		
請求情報適用年月日		
納付方式		
未納情報表示区分		
期割区分		
対象		
チェックデジットA		
郵政口座番号		
合計金額		
上日 並照 払込区分(振込手数料)		
収納機関番号		
印紙税区分		
納付区分		
チェックデジットB		
システムコード		
延滞金フラグ		
科目コード		
帳票コード		
調定年度		
期別		
データー チェックデジット 1		
保険料(一般)		
保険料(退職)		
チェックデジット2		
徴収区分		
国保番号		
チェックデジット3		
識別子		
請求書発行企業コード		
利用企業コード		
納付番号		
確認番号		
支払期限日		
人14771以口		

印紙フラグ		
請求金額		
チェックデジット		
登録処理区分		
登録データ状況区分		
処理日		
操作端末		

#### 【賦課】

国保番号 合特徴期別保険料_10月 特徴対象コード 本徴収 年金コード 調定年度 合特徴期別保険料_12月 特徴対象コード 本徴収 年金コード 本徴収 候補者情報フラグ 会特徴期別保険料_2月 特徴対象コード 本徴収 候補者情報フラグ 上級所得 退期別保険料_8期 支 年間保険料 現 大 年間破験料 支 年間破験料 支 年間破験料 支 年間破験料 支 年間破験料 支 年間破験料 3 期 成				
調定年度   合特徴期別保険料 12月   特徴対象コード更新年月日   本徴収 候補者情報フラグ   上海の保護課レコード   合特徴期別保険料 2月   特徴状態コード   本徴収 候補者情報フラグ   上海の保険料 2月   特徴状態コード   本徴収 開始年月   上海の保険料 2月   技術 2月   大変 2 年間所得割   上期別保険料 9期   支 - 年間所得割   上期別保険料 1 1 期   支 - 年間所得割   上期別保険料 1 1 期   支 - 年間世帯割   上期別保険料 1 1 期   支 - 年間世帯割   上期別保険料 1 1 期   支 - 年間世帯割   上年間限度超過額   支 - 期別保険料 2 期別保険料 2 期別保険料 2 期別保険料 2 期別保険料 3 期   技術 2 期別保険料 4 期   上年間度度超過額   支 - 期別保険料 2 期   支 - 期別保険料 4 期   上華 2 地域 5 - 期別保険料 4 期   上華 3 地域 5 - 期別保険料 4 期   上華 3 地域 5 - 期別保険料 5 期   上海の保険料 6 期   支 - 期別保険料 6 期   支 - 期別保険料 7 期   上被保部 3 地域 5 - 期別保険料 7 期   上被保部 3 地域 5 - 期別保険料 8 期   上海の保険料 9 期   上海の保険料 9 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 9 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 5 期   上海の保険料 9 期   上市割   支 - 期別保険料 1 1 期   上市割   支 - 期別保険料 1 1 期   上市割   支 - 年間限度超過額   支 - 年間限度超過額   支 - 年間限度超過額   支 - 年間限度超過額   上市割   上市間   上市割   上市割   上市間   上市割   上市割   上市間   上市割   上市割   上市間   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市間   上市割   上市   上市	賦課キーレコード	合特徴期別保険料_8月	本徴収_非対象区分	本徴収_特別徴収義務者コード
国保番号         合特復期別保険料_2月         特徴状態コード         本徴収し開始年月           国保番号         一.終所得         退.期別保険料_8期         支一年間保険料           調定年度         一.年間隙課基準         退.期別保験料_10期         支一年間所得割           世帯主宛名番号(照合時点)         一.年間所得割         退.期別保験料 11期         支一年間被保割           区コード(照合時点)         一.年間被保割         退.年間限度超過預数         支一.期別保険料 1期           成果決定区分         一.年間被保割         退.年間限度超過額         支一.期別保険料_1期           被収区分         一.年間世帯割         退.軽減利定合計額         支一.期別保険料_3期           減差区分         一.期別保険料 2期         退.避減免額         支一.期別保険料_3期           計算区分         一.期別保険料 2期         退.減免額         支一.期別保険料_5期           計算年月日         一.期別保険料 5期         退.被保割         支一.期別保険料 9期           計算年月日         一.期別保険料 5期         退.被保割         支一.期別保険料 9期           計算年月日         一.期別保険料 5期         退.被保割         支一.期別保険料 9期           主度途中15。         一.期別保険料 9期         退.世帯割         支一.期別保険料 1 0 期           世界沙に作り、日         一.期別保険料 1 0 期         退.世帯割         支一.期別保険料 1 1 期           世帯割核減区分         一.期別保険料 1 0 期         退.性帯割/2軽減額         支一.増減額           大大二年間限度超過額         支一.年間限度超過額         支一.増減額         支一.増減額           大大二期別保険料 1 0 期         退.性機期別保	国保番号	合特徴期別保険料_10月	特徴対象コード	本徴収_年金コード
国保番号	調定年度	合特徴期別保険料_12月	特徴対象コード更新年月日	本徴収_候補者情報フラグ
調定年度	国保賦課レコード	合特徴期別保険料_2月	特徴状態コード	本徴収_開始年月
世帯主宛名番号(照合時点) — 年間保険料 退期別保険料 1 0 期 支 — 年間破保割 区 二 F (照合時点) — 年間破保割 退期別保険料 1 1 期 支 — 年間破保割 股 期別保険料 1 1 期 支 — 年間破保割 股 其 一 期別保険料 1 1 期 支 — 年間被保制 股 其 一 期別保険料 2 期 股 其 一 期別保険料 2 期 股 其 一 期別保険料 3 期 退 地	国保番号	一_総所得	退_期別保険料_8期	支一_年間保険料
区コード (照合時点)         一年間所得割         退期別保険料11期         支一年間世帯割           賦課決定区分         一年間被保割         退年間限度超過預数         支一期別保険料1期           被収区分         一年間被保入数         退年間限度超過額         支一期別保険料2期           軽減区分         一年間世帯割         退極減判定合計額         支一期別保険料3期           減免区分         一期別保険料1期         退場額額         支一期別保険料4期           料額修正年月日         一期別保険料2期         退減免額         支一期別保険料5期           計算区分         一期別保険料4期         退被保険者能賦課基準         支一期別保険料7期           財際全日月日         一期別保険料5期         退 被保割         支一期別保険料8期           計算年月日         一期別保険料6期         支一期別保険料9期         支 無期           住所得軽減区分         一期別保険料2期         退 被保割人数         支 期別保険料10期           住所得軽減区分         一期別保険料2期         退 世帯割         支 期別保険料11期           世帯割経減区分         一期別保険料2期         退 世帯割         支 上 期限度超過月数           技養者減免区分         一期別保険料10期         退 世帯割1/2軽減月数         支 上 増減額           企業所得         一年間限度超過角数         支 上 前額         支 上 前額           合幹所別保険料2月         一大 一, 減額         退 特徴期別保険料6料         支 一, 減額           合年間限度超過額         退 特徴期別保険料12月         支 一, 支 一, 減額           合年間所得割         一, 減額合計額         退 特徴期別保険料2月         支 一, 世帯割	調定年度	一_年間賦課基準	退_期別保険料_9期	支一_年間所得割
脳膜決定区分        年間被保割         退年間限度超過月数         支一期別保険料_1期           徴収区分        年間被保人数         退年間限度超過額         支一期別保険料_2期           軽減区分        期別保険料_1期         退增減額         支一期別保険料_3期           減免区分        期別保険料_2期         退域免額         支一期別保険料_5期           料額修正年月日        期別保険料_2期         退減額合計額         支一期別保険料_5期           計算区分        期別保険料_3期         退减額合計額         支一期別保険料_6期           財政区分        期別保険料_4期         退水保割         支一期別保険料_9期           大年月日        期別保険料_6期         支一期別保険料_9期         支一期別保険料_9期           年度途中75歳到達有無        期別保険料_7期         退、世帯割         支一期別保険料_1期           世帯割核区分        期別保険料_8期         支一」期別保険料_11期         支一期別保険料_11期           世帯割核区分         -」期別保険料_9期         支一年間限度超過額         支一年間限度超過額           大養者減免区分         -」期別保険料_11期         退一帯割1/2軽減月数         支一端減額           大田間成度超過額         支ー工調額合計額         支ー域額合計額         支ー減額合計額           合年間除保料         -」減額合計額         支ー機構則別保険料_1月         支ー上機制           合年間被保料         -」減額合計額         支ー上機減額         支ー上軽減割           合年間被保入数         -」減額合計額         支ー上機減額         支ー上機減額           合年間域保入数         -」減額合計額         支ー上機構 <td>世帯主宛名番号(照合時点)</td> <td>一_年間保険料</td> <td>退_期別保険料_10期</td> <td>支一_年間被保割</td>	世帯主宛名番号(照合時点)	一_年間保険料	退_期別保険料_10期	支一_年間被保割
後収区分	区コード(照合時点)	一_年間所得割	退_期別保険料_11期	支一_年間世帯割
軽減区分         —_年間世帯割         退_軽減判定合計額         支一期別保険料_3期           減免区分         —_期別保険料_1期         退土增減額         支一期別保険料_4期           料額修正年月日         —_期別保険料_2期         退上減免額         支一期別保険料_5期           計算区分         —_期別保険料_6期         退上減額合計額         支一期別保険料_7期           調定区分         —_期別保除料_5期         退上被保険者総賦課基準         支一期別保除料_7期           賦課決定年月日         —」期別保除料_6期         退上被保割         支一期別保除料_9期           年度途中75歲到達有無         —」期別保除料_7期         退上被保割人数         支一期別保除料_10期           世帯割域区分         —」期別保除料_8期         退土带割         支一期別保除料_11期           世帯割域区分         —」期別保除料_9期         退上離割1/2軽減月数         支一年間限度超過預           被以方法         —」期別保除料_10期         退土被割1/2軽減月数         支一增減額           特別財保除料_4月         支一、運輸配         支一、運輸品           特別財保除料_6月         支 —」並減額合計額         支 一、支 —」被保割           合年間限度         退、特徴期別保険料_10月         支 —」並未到           合年間所得割         —」減額合計額         退 特徵期別保険料_12月         支 —」世帯割           合年間被保利         —」減額合計額         退、接減額         支 —」世帯割           合年間被保入         —」減額合計額         退、接減額         支 一」財務           合年間被保入         —」並未到         支 一」並未到           企業減利         上、方         支	賦課決定区分	一_年間被保割	退_年間限度超過月数	支一_期別保険料_1期
	徴収区分	一_年間被保人数	退_年間限度超過額	支一_期別保険料_2期
料額修正年月日        期別保険料_2期         退_滅免額         支期別保険料_5期           計算区分        期別保険料_3期         退_滅額合計額         支期別保険料_6期           調定区分        期別保険料_4期         退_被保険者総賦課基準         支期別保険料_7期           賦課決定年月日        期別保険料_5期         退_所得割         支期別保険料_8期           計算年月日        期別保険料_6期         退_被保割人数         支期別保険料_9期           在废途中75歳到達有無        期別保険料_7期         退_世帯割         支期別保険料_1 1期           世帯割軽滅区分        期別保険料_8期         支期別保険料_1 1期         退」輕額額         支年間限度超過額           世帯割経滅区分        期別保険料_9期         退」軽減額         支年間限度超過額           被収方法        期別保険料_1 1期         退一軽減額         支增減額           专一年間限度超過額         退、特徵期別保険料_4 月         支減免額           合年間財課基準        軽減利定合計額         退、特徵期別保険料_6 月         支被保割           合年間所得割        減免額         退、特徵期別保険料_1 月         支世帯割           合年間被保入数        減稅合計額         退、特徵期保険料_2 月         支上港詢           合年間世帯割        被保険者総賦課基準         退、接受利期         支世帯割           会年間世帯割        被保険者         支-」世帯割/2軽減額           会計額         -」並行等         支-」世帯割           会所         -」並行等         支-」世帯割           会所	軽減区分	一_年間世帯割	退_軽減判定合計額	支一_期別保険料_3期
計算区分         —期別保険料_3期         退_減額合計額         支一期別保険料_6期           調定区分         —期別保険料_4期         退_被保険者総賦課基準         支一期別保険料_7期           世間被保入         —期別保険料_5期         退」被保割         支一期別保険料_8期           計算年月日         —期別保険料_6期         退」被保割         支一期別保険料_9期           年度途中75歲到達有無         —期別保険料_7期         退」被保割人数         支一期別保険料_10期           任所得軽減区分         —期別保険料_8期         退一世帯割         支一期別保険料_11期           世帯割軽減区分         —期別保険料_9期         退」軽減額         支一年間限度超過月数           技養者滅免区分         —期別保険料_10期         退上軽減額         支一年間限度超過額           後収方法         —期別保険料_11期         退一時割1/2軽減月数         支一増減額           特別物収区分         —年間限度超過額         退特徵期別保険料_6月         支一減免額           合年間賦課基準         —上增減額         退上特徵期別保険料_10月         支一一被保割           合年間所得割         —」減免額         退上特徵期別保険料_12月         支一上世帯割           合年間被保入数         —」被保険者総賦課基準         基、特徵期別保険料         支一上平割1/2軽減月数           合年間世帯割         —所得割         支合年間所得割         支一上特徵期別保険料           一期別保険料         支一一特徵期別保険料         支一一特徵期別保険料         支一一時徵期保険料	減免区分	一_期別保険料_1期	退_増減額	支一_期別保険料_4期
調定区分	料額修正年月日	一_期別保険料_2期	退_減免額	支一_期別保険料_5期
	計算区分	一_期別保険料_3期	退_減額合計額	支一_期別保険料_6期
計算年月日	調定区分	一_期別保険料_4期	退_被保険者総賦課基準	支一_期別保険料_7期
年度途中75歳到達有無        期別保険料_7期         退、被保割人数         支一期別保険料_10期           低所得軽減区分        期別保険料_8期         退_世帯割         支一期別保険料_11期           世帯割軽減区分        期別保険料_9期         退」賦課額         支一_年間限度超過月数           技養者減免区分        期別保険料_10期         退_軽減額         支一_年間限度超過額           特別徴収区分        年間限度超過月数         退_特徴期別保険料_4月         支一」減免額           合総所得        年間限度超過額         退、特徴期別保険料_6月         支一」減額合計額           合年間保険料        増減額         退、特徴期別保険料_8月         支一」所得割           合年間所得割         -」減免額         退、特徴期別保険料_12月         支一」世帯割           合年間被保割         -」減額合計額         退、特徴期別保険料_2月         支一」賦課額           合年間被保人数         -」被保険者総賦課基準         退、按分率         支一上世帯割1/2軽減月数           合年間世帯割         -」所得割         支、合年間保険料         支一、特徴期別保険料_4月	賦課決定年月日	一_期別保険料_5期	退_所得割	支一_期別保険料_8期
佐所得軽減区分 ―_期別保険料_8 期 退 世帯割 支ー_期別保険料_1 1 期 世帯割軽減区分 ―_期別保険料_9 期 退 賦課額 支ー_年間限度超過月数 技養者減免区分 ―_期別保険料_1 0 期 退 軽減額 支ー_年間限度超過額 数 でー_年間限度超過額 数 でーー期別保険料_1 1 期 退 世帯割1/2軽減月数 支ー」増減額 まー に は は 特別別保険料_4 月 支ー」減免額 を に に で に で に が は に は は 特徴期別保険料_6 月 を に が に が に が に が に が に が に が に が に か に か	計算年月日	一_期別保険料_6期	退_被保割	支一_期別保険料_9期
世帯割軽減区分 — 期別保険料 9 期 退 賦課額 支一年間限度超過月数 技養者減免区分 — 期別保険料 1 0 期 退 軽減額 支一年間限度超過額 数 中 期別保険料 1 1 期 退 世帯割1/2軽減月数 支一 増減額 数 电 特徵期別保険料 4 月 支 — 減免額 方 — 無額	年度途中75歳到達有無	一_期別保険料_7期	退_被保割人数	支一_期別保険料_10期
扶養者減免区分       —_期別保険料_1 0 期       退_軽減額       支一_年間限度超過額         微収方法       —_期別保険料_1 1 期       退_世帯割1/2軽減月数       支一_增減額         特別徴収区分       —_年間限度超過月数       退_特徴期別保険料_4 月       支一_減免額         合総所得       —_年間限度超過額       退_特徴期別保険料_6 月       支一_減額合計額         合年間保険料       —」増減額       退_特徴期別保険料_1 0 月       支一_两得割         合年間所得割       —」減免額       退_特徴期別保険料_1 2 月       支一_世帯割         合年間被保割       —」減額合計額       退_特徴期別保険料_2 月       支一」賦課額         合年間被保人数       —」被保険者総賦課基準       退_按分率       支一」軽減額         合年間世帯割       —」所得割       支一合年間保険料       支一」世帯割1/2軽減月数         合期別保険料_1 期       —」被保割       支一年間開度料       支一、特徴期別保険料_4 月	低所得軽減区分	一_期別保険料_8期	退_世帯割	支一_期別保険料_11期
徴収方法         一_期別保険料_1 1 期         退_世帯割1/2軽減月数         支一_増減額           特別徴収区分         一_年間限度超過月数         退_特徴期別保険料_4 月         支一_減免額           合総所得         一_年間限度超過額         退_特徴期別保険料_6 月         支一_減額合計額           合年間賦課基準         一_軽減判定合計額         退_特徴期別保険料_8 月         支一_所得割           合年間保険料         一」減免額         退_特徴期別保険料_1 2 月         支一_世帯割           合年間被保割         一」減額合計額         退_特徴期別保険料_2 月         支一」賦課額           合年間被保人数         一」被保険者総賦課基準         退_按分率         支一上世帯割1/2軽減月数           合年間世帯割         一」所得割         支一合年間保険料         支一、世帯割1/2軽減月数           合期別保険料_1 期         一一被保割         支一年間所得割         支一、特徴期別保険料_4 月	世帯割軽減区分	一_期別保険料_9期	退_賦課額	支一_年間限度超過月数
特別徴収区分       —_年間限度超過月数       退_特徵期別保険料_4月       支一_減免額         合総所得       —_年間限度超過額       退_特徵期別保険料_6月       支一_減額合計額         合年間賦課基準       —_軽減判定合計額       退_特徵期別保険料_8月       支一_所得割         合年間保険料       —」增減額       退_特徵期別保険料_10月       支一_被保割         合年間所得割       —」減免額       退_特徵期別保険料_12月       支一」世帯割         合年間被保割       —」減額合計額       退_特徵期別保険料_2月       支一」賦課額         合年間被保人数       —」被保険者総賦課基準       退上按分率       支一」軽減額         合年間世帯割       —」所得割       支一年間保険料       支一」世帯割1/2軽減月数         合期別保険料_1期       —」被保割       支一年間所得割       支一、特徵期別保険料_4月	扶養者減免区分	一_期別保険料_10期	退_軽減額	支一_年間限度超過額
合総所得       一_年間限度超過額       退_特徴期別保険料_6月       支一_減額合計額         合年間賦課基準       一_軽減判定合計額       退_特徴期別保険料_8月       支一_所得割         合年間保険料       一」増減額       退_特徴期別保険料_10月       支一一被保割         合年間所得割       一」減免額       退_特徴期別保険料_12月       支一」世帯割         合年間被保割       一」減額合計額       退_特徴期別保険料_2月       支一」賦課額         合年間被保人数       一一被保険者総賦課基準       退上按分率       支一」軽減額         合年間世帯割       一」所得割       支一自用保険料       支一」世帯割1/2軽減月数         合期別保険料_1期       一一被保割       支一年間所得割       支一、特徴期別保険料_4月	徴収方法	一_期別保険料_11期	退_世帯割1/2軽減月数	支一_増減額
合年間賦課基準       一_軽減判定合計額       退_特徵期別保険料_8月       支一_所得割         合年間保険料       一」增減額       退_特徵期別保険料_10月       支一_被保割         合年間所得割       一」減免額       退_特徵期別保険料_12月       支一_世帯割         合年間被保割       一」減額合計額       退_特徵期別保険料_2月       支一」賦課額         合年間被保人数       一一被保険者総賦課基準       退上按分率       支一_軽減額         合年間世帯割       一」所得割       支 合年間保険料       支一」世帯割1/2軽減月数         合期別保険料_1期       一一被保割       支 合年間所得割       支 一、特徵期別保険料_4月	特別徴収区分	一_年間限度超過月数	退_特徴期別保険料_4月	支一_減免額
合年間保険料       一_增減額       退_特徵期別保険料_10月       支一_被保割         合年間所得割       一」減免額       退_特徵期別保険料_12月       支一_世帯割         合年間被保割       一」減額合計額       退_特徵期別保険料_2月       支一」賦課額         合年間被保人数       一」被保険者総賦課基準       退_按分率       支一_軽減額         合年間世帯割       一」所得割       支一合年間保険料       支一世帯割1/2軽減月数         合期別保険料_1期       一」被保割       支一年間所得割       支一、特徵期別保険料_4月	合総所得	一_年間限度超過額	退_特徴期別保険料_6月	支一_減額合計額
合年間所得割     一」減免額     退_特徵期別保険料_12月     支一_世帯割       合年間被保割     一」減額合計額     退_特徵期別保険料_2月     支一」賦課額       合年間被保人数     一一被保険者総賦課基準     退_按分率     支一_軽減額       合年間世帯割     一」所得割     支一合年間保険料     支一世帯割1/2軽減月数       合期別保険料_1期     一一被保割     支一年間所得割     支一、特徵期別保険料_4月	合年間賦課基準	一_軽減判定合計額	退_特徴期別保険料_8月	支一_所得割
合年間被保割     一_減額合計額     退_特徵期別保険料_2月     支一_賦課額       合年間被保人数     一一被保険者総賦課基準     退_按分率     支一_軽減額       合年間世帯割     一」所得割     支一合年間保険料     支一世帯割1/2軽減月数       合期別保険料_1期     一一被保割     支一合年間所得割     支一、特徵期別保険料_4月	合年間保険料	一_増減額	退_特徴期別保険料_10月	支一_被保割
合年間被保人数     一一被保険者総賦課基準     退上按分率     支一軽減額       合年間世帯割     一所得割     支一年間保険料     支一世帯割1/2軽減月数       合期別保険料_1期     一一被保割     支一6年間所得割     支一、特徴期別保険料_4月	合年間所得割	一_減免額	退_特徴期別保険料_12月	支一_世帯割
合年間世帯割     一_所得割     支_合年間保険料     支一世帯割1/2軽減月数       合期別保険料_1期     一_被保割     支_合年間所得割     支一_特徴期別保険料_4月	合年間被保割	一_減額合計額	退_特徴期別保険料_2月	支一_賦課額
合期別保険料_1期       一_被保割       支_合年間所得割       支一_特徴期別保険料_4月	合年間被保人数	一_被保険者総賦課基準	退_按分率	支一_軽減額
	合年間世帯割	一_所得割	支_合年間保険料	支一_世帯割1/2軽減月数
合期別保険料_2期  一_被保割人数  支_合年間被保割  支一_特徴期別保険料_6月	合期別保険料_1期	一_被保割	支_合年間所得割	支一_特徴期別保険料_4月
	合期別保険料_2期	一_被保割人数	支_合年間被保割	支一_特徴期別保険料_6月

<b> </b>	1		<del>-  </del>
合期別保険料_3期	一_世帯割 ————————————————————————————————————	支_合年間世帯割	支一_特徴期別保険料_8月
合期別保険料_4期	一_賦課額	支_合期別保険料_1期	支一_特徴期別保険料_10月
合期別保険料_5期	一_軽減額	支_合期別保険料_2期	支一_特徴期別保険料_12月
合期別保険料_6期	一_世帯割1/2軽減月数	支_合期別保険料_3期	支一_特徴期別保険料_2月
合期別保険料_7期	一_特徴期別保険料_4月	支_合期別保険料_4期	支一_按分率
合期別保険料_8期	一_特徴期別保険料_6月	支_合期別保険料_5期	支退_年間保険料
合期別保険料_9期	一_特徴期別保険料_8月	支_合期別保険料_6期	支退_年間所得割
合期別保険料_10期	一_特徴期別保険料_10月	支_合期別保険料_7期	支退_年間被保割
合期別保険料_11期	一_特徴期別保険料_12月	支_合期別保険料_8期	支退_年間世帯割
合年間限度超過月数	一_特徴期別保険料_2月	支_合期別保険料_9期	支退_期別保険料_1期
合年間限度超過額	一_按分率	支_合期別保険料_10期	支退_期別保険料_2期
合軽減判定合計額	退_総所得	支_合期別保険料_11期	支退_期別保険料_3期
合増減額	退_年間賦課基準	支_合年間限度超過月数	支退_期別保険料_4期
合減免額	退_年間保険料	支_合年間限度超過額	支退_期別保険料_5期
合減額合計額	退_年間所得割	支_合増減額	支退_期別保険料_6期
合被保険者総賦課基準	退_年間被保割	支_合減免額	支退_期別保険料_7期
合所得割	退_年間被保人数	支_合減額合計額	支退_期別保険料_8期
合被保割	退_年間世帯割	支_合所得割	支退_期別保険料_9期
合被保割人数	退_期別保険料_1期	支_合被保割	支退_期別保険料_10期
合世帯割	退_期別保険料_2期	支_合世帯割	支退_期別保険料_11期
合賦課額	退_期別保険料_3期	支_合賦課額	支退_年間限度超過月数
 合軽減額	退_期別保険料_4期	支_合軽減額	支退_年間限度超過額
	退_期別保険料_5期	支_合世帯割1/2軽減月数	支退_増減額
 合特徴期別保険料_4月	退_期別保険料_6期		
 合特徴期別保険料_6月			
支退_軽減額	退_期別保険料_8期	支_合特徵期別保険料_8月	支退_所得割
支退 世帯割1/2軽減月数	退_期別保険料_9期	支_合特徴期別保険料_10月	支退 被保割
支退_特徴期別保険料_4月	退 期別保険料 10期	支_合特徵期別保険料_12月	支退_世帯割
支退 特徴期別保険料 6月	退 期別保険料 11期	支 合特徴期別保険料 2月	支退 賦課額
支退_特徴期別保険料_8月	国保番号	合所得割	退職 期別保険料 7期
支退 特徴期別保険料 10月		合被保割	退職 期別保険料 8期
支退 特徴期別保険料 12月		合被保割人数	退職 期別保険料 9期
支退 特徵期別保険料 2月	随時調定月	合世帯割	退職_期別保険料_10期
支退_按分率	合随時賦課額	合賦課額	退職_期別保険料_11期
处理年月日	一随時賦課額	合軽減額	退職_年間限度超過月数
処理中月日 処理時刻	退随時賦課額	合特徴期別保険料	退職_午間限度超過預數
	合計_所得割	一般_総所得	退職_平间限及起過額 退職_軽減判定合計額
国保番号	合計 被保割	一般 年間賦課基準	退職_鞋减制足口前假 退職_増減額
調定年度	合計_世帯割	一般_年间紙味基準	退職_增減稅
	一般 所得割	一般 年間所得割	退職 減額合計額
	一般	一般_年间が停制 一般_年間被保割	退職_被保険者総賦課基準
異動事由 中央区公			
神告区分	一般_世帯割	一般_年間被保人数	退職_所得割
被保区分	退職_所得割	一般_年間世帯割	退職_被保割
賦課期日現在有資格区分	退職_被保割	一般_期別保険料_1期	退職_被保割人数
加入テーブル_4月	退職_世帯割	一般_期別保険料_2期	退職_世帯割
加入テーブル_5月	支援_合随時賦課額	一般_期別保険料_3期	退職_賦課額
加入テーブル_6月	支援_一随時賦課額	一般_期別保険料_4期	退職_軽減額
加入テーブル_7月	支援_退随時賦課額	一般_期別保険料_5期	退職_特徴期別保険料_4月

加入テーブル_8月	支援合計_所得割	一般_期別保険料_6期	退職_特徴期別保険料_6月
加入テーブル_ 9 月	支援合計_被保割	一般_期別保険料_7期	退職_特徴期別保険料_8月
加入テーブル_10月	支援合計_世帯割	一般_期別保険料_8期	退職_特徴期別保険料_10月
加入テーブル_ 1 1月	支援一般_所得割	一般_期別保険料_9期	退職_特徴期別保険料_12月
加入テーブル_ 1 2 月	支援一般_被保割	一般_期別保険料_10期	退職_特徴期別保険料_2月
加入テーブル_ 1 月	支援一般_世帯割	一般_期別保険料_11期	退職_按分率
加入テーブル_2月	支援退職_所得割	一般_年間限度超過月数	処理年月日
加入テーブル_3月	支援退職_被保割	一般_年間限度超過額	処理時刻
所得区分A	支援退職_世帯割	一般_軽減判定合計額	介護随時賦課レコード
給与収入	処理年月日	一般_増減額	国保番号
所得区分B	処理時刻	一般_減免額	調定年度
	介護賦課レコード	一般_減額合計額	介護随時調定年度
専従者控除額	国保番号	一般_被保険者総賦課基準	介護随時調定月
給与所得	調定年度	一般_所得割	合介護随時賦課額
総所得	合総所得	一般_被保割	一介護随時賦課額
年間賦課基準 1	合年間賦課基準	一般_被保割人数	退介護随時賦課額
年間賦課基準 2	合年間保険料	一般_世帯割	合計_所得割
年間所得割_医療	合年間所得割	一般_賦課額	合計_被保割
年間所得割_介護	合年間被保割	一般_軽減額	合計_世帯割
年間所得割_支援	合年間被保人数	一般_特徴期別保険料_4月	一般_所得割
賦課基準 1	合年間世帯割	一般_特徵期別保険料_6月	一般_被保割
賦課基準 2	合期別保険料_1期	一般_特徵期別保険料_8月	一般_世帯割
所得割_医療	合期別保険料_2期	一般_特徵期別保険料_10月	退職_所得割
所得割_介護	合期別保険料_3期	一般_特徴期別保険料_12月	退職_被保割
所得割_支援	合期別保険料_4期	一般_特徴期別保険料_2月	退職_世帯割
譲渡短期	合期別保険料_5期	一般_按分率	処理年月日
譲渡長期	合期別保険料_6期	退職_総所得	処理時刻
譲渡特控後	合期別保険料_7期	退職_年間賦課基準	所得キーレコード
所得届出日	合期別保険料_8期	退職_年間保険料	宛名番号
所得申告区分	合期別保険料_9期	退職_年間所得割	調定年度
年金収入	合期別保険料_10期	退職_年間被保割	国保所得レコード
年金所得	合期別保険料_11期	退職_年間被保人数	宛名番号
処理年月日	合年間限度超過月数	退職_年間世帯割	調定年度
処理時刻	合年間限度超過額	退職_期別保険料_1期	普徴番号
随時賦課レコード	合軽減判定合計額	退職_期別保険料_2期	特徴番号
照会回答区分	合増減額	退職_期別保険料_3期	申告区分
照会回答日	 合減免額	退職_期別保険料_4期	更正区分
	合減額合計額	退職_期別保険料_5期	非活用コード
農業所得	合被保険者総賦課基準	退職_期別保険料_6期	照会日
他事業所得	特別徴収制度コード	保険料額_4月	本徴収_依頼内容フラグ
利子所得	作成年月日一西暦年	依頼時保険料額_4月	本徴収_開始依頼結果コード
証券配当所得	作成年月日一月	天引き年月日_4月	本徴収_非対象区分
————————— 株式配当所得	作成年月日一日	徴収結果コード_4月	特徴対象コード
 不動産所得	基礎年金番号	中止依頼月_4月	特徴対象コード更新年月日
 雑所得	年金コード	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	特徴状態コード
給与収入	生年月日一西暦年	保険料額_6月	保険料額_4月
公的年金収入	生年月日一月	依頼時保険料額_6月	依頼時保険料額_4月
老年控除	生年月日一日	天引き年月日_6月	天引き年月日_4月

給与所得	性別	徴収結果コード_6月	徴収結果コード_4月
総合譲渡所得	氏名カナ	中止依頼月_6月	中止依頼月_4月
分離短期特控前一計	氏名シフトコード 1	中止依頼結果コード_6月	中止依頼結果コード_4月
分離長期特控前一計	氏名漢字	保険料額_8月	保険料額_6月
みなし法人(株式譲渡)	氏名シフトコード2	依頼時保険料額_8月	依頼時保険料額_6月
山林所得	郵便番号	天引き年月日_8月	天引き年月日_6月
専従者控除	住所カナ	徴収結果コード_8月	徴収結果コード_6月
総所得金額	住所シフトコード 1	中止依頼月_8月	中止依頼月_6月
給与特別控除	住所漢字	中止依頼結果コード_8月	中止依頼結果コード_6月
分離短期特控後一計	住所シフトコード 2	保険料額_10月	保険料額_8月
分離長期特控後一計	各種区分	依頼時保険料額_10月	依頼時保険料額_8月
商品先物取引所得	処理結果	天引き年月日_10月	天引き年月日_8月
分離短期特控額(前+後)	後期移管コード	徴収結果コード_10月	徴収結果コード_8月
分離長期特控額 (前+後)	各種年月日一西暦年	中止依頼月_10月	中止依頼月_8月
年金所得	各種年月日一月	中止依頼結果コード_10月	中止依頼結果コード_8月
軽減判定用合算所得	各種年月日一日	保険料額_12月	保険料額_10月
賦課給与所得	各種金額 1	依頼時保険料額_12月	依頼時保険料額_10月
税純損失等控除金額	各種金額2	天引き年月日_12月	天引き年月日_10月
一時所得	各種金額3	徴収結果コード_12月	徴収結果コード_10月
総合譲渡短控除後	共済年金証書記号番号	中止依頼月_12月	中止依頼月_10月
総合譲渡長控除後	特徴個人キーレコード	中止依頼結果コード_12月	中止依頼結果コード_10月
調整欄	調定年度	保険料額_2月	保険料額_12月
専従者給与収入	国保番号	依頼時保険料額_2月	依頼時保険料額_12月
申告フラグ (14, 15)	宛名番号	天引き年月日_2月	天引き年月日_12月
給与合計所得	特徴個人レコード	徴収結果コード_2月	徴収結果コード_12月
処理日	調定年度	中止依頼月_2月	中止依頼月_12月
処理時刻	国保番号	中止依頼結果コード_2月	中止依頼結果コード_12月
年金基本レコード	宛名番号	更新年月日	保険料額_2月
調定年度	履歴番号	更新時刻	依頼時保険料額_2月
基礎年金番号	基礎年金番号	更新者職員番号	天引き年月日_2月
特別徴収義務者コード	区コード	特徴個人履歴レコード	徴収結果コード_2月
年金コード	仮徴収_特別徴収義務者コード	調定年度	中止依頼月_2月
年金捕捉年月	仮徴収_年金コード	国保番号	中止依頼結果コード_2月
	仮徴収_候補者情報フラグ	宛名番号	更新年月日
介護特徴開始有無	仮徴収_開始年月	履歴番号	更新時刻
介護賦課額	仮徴収_依頼内容フラグ	基礎年金番号	更新者職員番号
	仮徴収_開始依頼結果コード	区コード	
調定年度	仮徴収_非対象区分	仮徴収_特別徴収義務者コード	
依頼(通知)年月	仮徴収額変更結果コード	仮徴収_年金コード	
 国保番号			
	1		
レコード区分	本徴収_年金コード	仮徴収_開始年月	
レコート区分 府県コード	本徴収_年金コード 本徴収_候補者情報フラグ	仮徴収_開始年月     仮徴収_依頼内容フラグ	
府県コード	本徴収_候補者情報フラグ	仮徴収_依頼内容フラグ	

## 【給付】

PK	転帰 2	公 2 _ 増減一部負担金	公 4 _食事請求基準額
処理年月	診療開始日3	公3_負担者番号	公 4 _食事決定基準額
レセプト全国共通キー	転帰3	公3_受給者番号	公 4 _食事増減基準額
KEY項目	初診回数	公3_診療実日数	公 4 _食事請求標準負担額
データ種別	再診回数	公3_請求点数	公 4 _食事標準負担額
国保連レセプト番号	入院年月日	公3_決定点数	公 4 _ 食事増減標準負担額
事業区分	申請年月日	公3_増減点数	公5_食事回数
医療機関コード	同意年月日	公3_請求一部負担金	公5_食事請求基準額
旧総合病院診療科	柔整団体機関	公3_一部負担金	公 5 _食事決定基準額
任意診療科	処方箋交付医療機関	公3_増減一部負担金	公5_食事増減基準額
請求媒体	特記事項1	公4_負担者番号	公 5 _ 食事請求標準負担額
保険者番号	特記事項2	公4_受給者番号	公 5 _食事標準負担額
被保険者証記号	特記事項3	公4_診療実日数	公5_食事増減標準負担額
被保険者証番号(全角)	特記事項4	公4_請求点数	保険_生活基準単価
被保険者章番号(半角)	特記事項5	公4_決定点数	保険_生活基準回数
生年月日	原爆区分	公4_増減点数	保険_生活特別単価
性別	継続療養費区分	公4_請求一部負担金	保険_生活特別回数

診療開始日2	公2_一部負担金	公4_食事回数	入院基本料(初期加算)
転帰1	公2_请求一部負担金	公3_食事增減標準負担額	調剤技術基本料
診療開始日 1	公2_决定点数	公3_食事標準負担額	乳幼児加算区分
割引	公2_訣定点数	公3_良事增减基準額 公3_食事請求標準負担額	初診料有無
老人保健公費5割	公2_診療美口数 公2_請求点数	公3_良事决定基準額公3_食事増減基準額	算定区分 3
海外療養費区分 	公2_受給者番号 公2 診療実日数	公3_食事請求基準額 公3 食事決定基準額	算定区分 1 算定区分 2
療養費種別	公2_負担者番号	公3_食事回数	標準負担額区分コード
療養費データ区分	公 1 _ 增減一部負担金	公2_食事増減標準負担額	公5_生活環境日数
点数表	公 1 _一部負担金	公2_食事標準負担額	公 5 _ 生活環境単価
本人家族入外	公 1_請求一部負担金	公2_食事請求標準負担額	公 5 _生活特別回数
保険種別(保険種別②)	公1_增減点数	公2_食事増減基準額	公 5 _生活特別単価
保険制度(保険種別①)	公 1_決定点数	公2_食事決定基準額	公 5 _生活基準回数
至支給期間	公1_請求点数	公2_食事請求基準額	公5_生活基準単価
自支給期間	公1_診療実日数	公2_食事回数	公 4 _生活環境日数
支給決定年月	公1_受給者番号	公 1_食事増減標準負担額	公 4 _生活環境単価
診療年月	公1_負担者番号	公 1_食事標準負担額	公 4 _生活特別回数
審査年月	減額金額	公 1_食事請求標準負担額	公 4 _生活特別単価
レセプト記載項目	減額・免除・猶予区分	公 1_食事増減基準額	公 4 _生活基準回数
電話番号	減額割合	公 1_食事決定基準額	公 4 _生活基準単価
口座番号	外来時一部負担金	公 1_食事請求基準額	公3_生活環境日数
転帰グループ番号	(外来公費負担金額)	公 1 _ 食事回数	公3_生活環境単価
転帰レコード区分	保険_増減一部負担金	保険_食事増減標準負担額 	公3_生活特別回数
帳票イメージ番号	保険_一部負担金	保険_食事標準負担額	公3_生活特別単価
職員コード	保険_請求一部負担金	保険_食事請求標準負担額	公3_生活基準回数
明細番号(綴り順)	(公5負担金額)	保険_食事増減基準額	公3_生活基準単価
請求書番号	(公4負担金額)	保険_食事決定基準額	公 2 _生活環境日数
投入番号	(公3負担金額)	保険_食事請求基準額	公 2 _生活環境単価
特殊入力区分	(公2負担金額)	保険_食事回数	公 2 _生活特別回数
返戻区分	(公費負担金額)	公5_增減一部負担金	公 2 _生活特別単価
DPC区分	(請求公5負担金額)	公 5 _一部負担金	公 2 _生活基準回数
処理区分	(請求公4負担金額)	公 5 _請求一部負担金	公 2 _生活基準単価
制御・管理情報	(請求公3負担金額)	公5_増減点数	公 1 _生活環境日数
機械整理番号(受給者)	(請求公2負担金額)	公 5 _ 決定点数	公 1 _生活環境単価
機械整理番号(被保)	(請求公費負担金額)	公 5 _請求点数	公 1 _生活特別回数
受給者番号	保険_増減点数	公5_診療実日数	公 1 _生活特別単価
市町村番号	保険_決定点数	公5_受給者番号	公 1 _生活基準回数
世帯番号	保険_請求点数	公5_負担者番号	公 1 _生活基準単価
個人番号	保険_診療実日数	公4_增減一部負担金	保険_生活環境日数
氏名	物理件数	公4_一部負担金	保険_生活環境単価

			-
補綴時診断料	診療行為コード4	接続減額・免除・猶予区分	最新被保険者証番号(全角)
特定疾患療養指導料	診療行為コード5	接続減額金額	最新被保険者証番号(半角)
老人慢性生活指導管理料	連合会任意項目 1	接続公1_負担者番号	最新個人番号
歯周疾患継続指導管理料	連合会任意項目 2	接続公1_受給者番号	最新市町村変更日
特定薬剤治療管理料	連合会任意項目3	接続公1_診療実日数	最新市町村番号
悪性腫瘍特異物質治療管理料	医療費通知減額表示区分	接続公1_一部負担金	最新受給者番号
小児科療養指導料	医療費通知減額表示医療費	接続公2_負担者番号	旧保険者番号
てんかん指導料	医療費通知減額表示一部負担	接続公2_受給者番号	旧被保険者証記号
難病外来指導管理料	突合先レセプト全国共通キー	接続公2_診療実日数	旧被保険者証番号(全角)
皮膚科特定疾患指導管理料	突合先国保連レセプト番号	接続公2_一部負担金	旧被保険者証番号(半角)
在宅指導管理料	突合先診療年月	接続公3_負担者番号	旧個人番号
歯科補綴関連検査(ChB)	突合先医療機関コード	接続公3_受給者番号	旧市町村番号
歯科補綴関連検査(GoA)	保険_突合調整点数	接続公3_診療実日数	旧受給者番号
歯科補綴関連検査(PTG)	公 1_突合調整点数	接続公3_一部負担金	当初保険者番号
寝たきり老人訪問指導管理料	公2_突合調整点数	接続公4_負担者番号	当初市町村番号
退院指導料	公3_突合調整点数	接続公4_受給者番号	未特定時集計保険者番号(地方 交付税)
薬剤管理指導料	公4_突合調整点数	接続公4_診療実日数	未特定時集計保険者番号(分離 合併)
特定疾患療養指導料査定	公 1_突合調整一部負担金	接続公4_一部負担金	未特定時集計市町村番号(地方 交付税)
老人慢性生活指導管理料査定 (医科)	公 2 _ 突合調整一部負担金	接続標準負担額区分コード	未特定時集計市町村番号(分離 合併)
在宅訪問リハビリテーション指導管理料 (医科)	公3_突合調整一部負担金	接続算定区分 1	帳票出力先保険者番号
在宅患者訪問薬剤管理指導料 (医科)	公4_突合調整一部負担金	接続算定区分 2	帳票出力先市町村番号
在宅患者訪問栄養食事指導料 (医科)	接続受付番号	接続算定区分3	シフト項目
老人訪問口腔指導管理料(歯 科)	接続国保連レセプト番号	環境識別コード	論理件数
訪問歯科衛生指導料(歯科)	接続レセプトページ番号	ICD10⊐−ド	物理件数
在宅患者訪問薬剤管理指導料 (歯科)	接続格納区分	突合先レセプト全国共通キー	保険給付割合
在宅患者訪問薬剤管理指導料	接続受付回	突合先国保連レセプト番号	
基本療養費 I (訪問看護療養			A44111414
	接続オンライン請求フラグ	突合先診療年月	公1_任意給付
費) 管理療養費(訪問看護療養費)	接続オンライン請求フラグ接続総括区分	突合先診療年月 突合先医療機関コード	
費)			公 1_任意給付
費) 管理療養費(訪問看護療養費)	接続総括区分	突合先医療機関コード	公1_任意給付公2_給付割合
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者	接続総括区分接続総括公費エラー区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数	公 1_任意給付公 2_給付割合公 2_任意給付
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整点数	公 1_任意給付       公 2_給付割合       公 2_任意給付       公 3_給付割合
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整点数 公1突合調整一部負担金	公 1_任意給付         公 2_給付割合         公 2_任意給付         公 3_給付割合         公 3_任意給付
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公2突合調整点数	公 1 _任意給付         公 2 _給付割合         公 2 _任意給付         公 3 _給付割合         公 3 _任意給付         公 4 _給付割合
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2 予備 3	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公1突合調整一部負担金 公2突合調整点数 公2突合調整一部負担金	公 1 _任意給付         公 2 _給付割合         公 2 _任意給付         公 3 _給付割合         公 3 _任意給付         公 4 _給付割合         公 4 _任意給付
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2 予備 3	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分 接続公4削除区分	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公1突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金	公 1 _任意給付         公 2 _給付割合         公 2 _任意給付         公 3 _給付割合         公 3 _任意給付         公 4 _給付割合         公 4 _任意給付         公 5 _給付割合
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2 予備 3 予備 4	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分 接続公4削除区分 接続公4削除区分 接続保険者番号	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公3突合調整一部負担金 公3突合調整一部負担金	公 1_任意給付 公 2_給付割合 公 2_任意給付 公 3_給付割合 公 3_任意給付 公 4_給付割合 公 4_給付割合 公 4_任意給付 公 5_給付割合
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2 予備 3 予備 4 予備 5	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分 接続公4削除区分 接続公4削除区分 接続保険者番号 接続被保険者証番号	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公1突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公3突合調整点数 公3突合調整一部負担金 公4突合調整点数	公 1_任意給付 公 2_給付割合 公 2_任意給付 公 3_給付割合 公 3_任意給付 公 4_給付割合 公 4_任意給付 公 5_給付割合 公 5_給付割合 公 5_件意給付 老 人保健公費 5割
費) 管理療養費(訪問看護療養費) 在宅時医学総合管理料算定者 処方箋料算定有無情報 予備 1 予備 2 予備 3 予備 4 予備 5 予備 6	接続総括区分 接続総括公費エラー区分 接続公1削除区分 接続公2削除区分 接続公3削除区分 接続公4削除区分 接続保険者番号 接続被保険者証番号 接続被保険者証番号(全角) 接続被保険者証番号(半角)	突合先医療機関コード 保険突合調整点数 公1突合調整点数 公1突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公2突合調整一部負担金 公3突合調整一部負担金 公3突合調整一部負担金 公4突合調整一部負担金 公4突合調整一部負担金	公 1 _任意給付 公 2 _給付割合 公 2 _任意給付 公 3 _給付割合 公 3 _任意給付 公 4 _給付割合 公 4 _任意給付 公 5 _給付割合 公 5 _給付割合 公 5 _任意給付 老人保健公費 5 割 機関_点数表

予備 1 1	接続受給者番号	生年月日	機関_歯科併設区分
予備 1 2	接続返戻区分	老人受給者生年月日	機関_経営主体
予備13	接続レセプト種別	被保険者地区コード	機関_総合一般区分
予備 1 4	接続保険制度(保険種別①)	被保険者住所コード	機関_自直診区分
予備 1 5	接続本人家族入外	老人保健地区コード	機関_調整医療機関コード
予備 1 6	接続給付割合	老人保健住所コード	機関_調整医療機関点数表
予備 1 7	接続特記事項 1	住居地保険者番号	機関_調整都道府県コード
予備 1 8	接続特記事項 2	住居地市町村番号	機関_調整県内外区分
予備 1 9	接続特記事項3	退職続柄区分	機関_調整診療科
予備20	接続特記事項 4	被保険者氏名(カナ)	機関_調整歯科併設区分
疾病コード1	接続特記事項 5	直近情報_国保喪失自由	機関_調整経営主体
疾病コード2	接続保険_診療実日数	検索用被保険者証記号	機関_調整自直診区分
疾病コード3	接続(公費負担金額)	検索用被保険者証番号	機関_柔整団体機関コード
疾病コード4	接続(公2負担金額)	世帯管理番号	機関_柔整団体県内外区分
疾病コード5	接続(公3負担金額)	個人管理番号	保険_調整負担者番号
診療行為コード1	接続(公4負担金額)	最新保険者変更日	保険_都道府県コード
診療行為コード2	接続保険_一部負担金	最新保険者番号	保険_県内外区分
診療行為コード3	接続減額割合	最新被保険者証記号	保険_委託区分
保険_保険区分	公 2 _決定点数	公 1_食事決定基準額	公 4 _生活基準回数
保険_市区町村区分	公2_増減点数	公 1_食事増減基準額	公 4 _生活特別単価
保険_郡コード	公2_請求一部負担金	公 1_食事請求標準負担額	公 4 _生活特別回数
保険_医療圏コード	公2_一部負担金	公 1 _食事標準負担額	公 4 _生活環境単価
保険_医療保険種別	公 2 _ 增減一部負担金	公 1_食事増減標準負担額	公 4 _生活環境日数
保険_分離区分	公3_負担者番号	公2_食事回数	公 5 _生活基準単価
保険_政令指定都市区分	公3_調整負担者番号	公2_食事請求基準額	公 5 _生活基準回数
老人保健_調整負担者番号	公3_都道府県コード	公2_食事決定基準額	公 5 _生活特別単価
老人保健_都道府県コード	公3_県内外区分	公2_食事増減基準額	公 5 _生活特別回数
老人保健_県内外区分	公3_保険区分	公2_食事請求標準負担額	公 5 _生活環境単価
老人保健_委託区分	公3_政令指定都市区分	公2_食事標準負担額	公 5 _生活環境日数
老人保健_保険区分	公3_受給者番号	公2_食事増減標準負担額	所得区分
老人保健_市区町村区分	公3_診療実日数	公3_食事回数	老人保健公費負担割合
老人保健_郡コード	公3_請求点数	公3_食事請求基準額	本人家族区分
老人保健_医療圏コード	公3_決定点数	公3_食事決定基準額	入院外来区分
老人保健_医療保険種別	公3_增減点数	公3_食事増減基準額	費用算定ルート
老人保健_分離区分	公3_請求一部負担金	公3_食事請求標準負担額	在総診・在医総区分
老人保健_政令指定都市区分	公3_一部負担金	公3_食事標準負担額	I
保険_診療実日数	公3_増減一部負担金	公3_食事増減標準負担額	п
保険_請求点数	公4_負担者番号	公4_食事回数	三月超
保険_決定点数	公4_調整負担者番号	公4_食事請求基準額	多数該当

保険_増減点数	公4_都道府県コード	公4_食事決定基準額	経過措置区分
(請求公費負担金額)	公 4 _県内外区分	公4_食事増減基準額	市町村保険者変更
(請求公2負担金額)	公4_保険区分	公4_食事請求標準負担額	特別療養費
(請求公3負担金額)	公 4 _政令指定都市区分	公4_食事標準負担額	マル公区分
(請求公4負担金額)	公4_受給者番号	公4_食事増減標準負担額	長期区分
(請求公5負担金額)	公4_診療実日数	公5_食事回数	限度額適用認定証区分
(公費負担金額)	公4_請求点数	公5_食事請求基準額	前期該当区分
(公2負担金額)	公4_決定点数	公5_食事決定基準額	二割徴収者
(公3負担金額)	公4_増減点数	公5_食事増減基準額	月中該当区分
(公4負担金額)	公 4_請求一部負担金	公5_食事請求標準負担額	公費多数該当
(公5負担金額)	公4_一部負担金	公5_食事標準負担額	公 2 _ 合算区分
保険_請求一部負担金	公4_增減一部負担金	公5_食事増減標準負担額	公3_合算区分
保険_一部負担金	公 5 _ 負担者番号	保険_生活基準単価	公4_合算区分
保険_増減一部負担金	公 5 _調整負担者番号	保険_生活基準回数	費用算定結果値
公 1_負担者番号	公5_都道府県コード	保険_生活特別単価	算定_保険_決定点数
公 1_調整負担者番号	公 5 _ 県内外区分	保険_生活特別回数	算定_保険_費用額
公1_都道府県コード	公5_保険区分	保険_生活環境単価	算定_保険_負担者負担額
公 1 _県内外区分	公5_政令指定都市区分	保険_生活環境日数	算定_保険_高額療養費
公 1_保険区分	公 5 _ 受給者番号	公 1 _生活基準単価	算定_保険_高額療養費1%
公 1_政令指定都市区分	公 5 _ 診療実日数	公 1 _生活基準回数	算定_保険_長期高額療養費
公 1_受給者番号	公 5 _請求点数	公 1 _生活特別単価	算定_保険_患者負担額
公 1_診療実日数	公5_決定点数	公 1 _生活特別回数	算定_保険_他法優先公費負担額
公 1_請求点数	公 5 _ 増減点数	公 1 _生活環境単価	算定_保険_国保優先公費
公 1_決定点数	公 5_請求一部負担金	公 1 _生活環境日数	算定_保険_任意給付額
公 1_增減点数	公 5 _ 一部負担金	公2_生活基準単価	算定_保険_減免猶予額
公 1_請求一部負担金	公 5 _ 增減一部負担金	公2_生活基準回数	算定_保険_食事基準額
公 1 _一部負担金	(外来公費負担金額)	公2_生活特別単価	算定_保険_食事負担者負担額
公 1_增減一部負担金	外来時一部負担金	公2_生活特別回数	算定_保険_食事患者負担額
公 2 _ 負担者番号	保険_食事回数	公2_生活環境単価	算定_保険_食事他法優先
公 2 _調整負担者番号	保険_食事請求基準額	公2_生活環境日数	算定_保険_食事国保優先
公2_都道府県コード	保険_食事決定基準額	公3_生活基準単価	算定_保険_調整金額
公 2 _県内外区分	保険_食事増減基準額	公3_生活基準回数	算定_公1_決定点数
公2_保険区分	保険_食事請求標準負担額	公3_生活特別単価	算定_公 1_費用額
公 2_政令指定都市区分	保険_食事標準負担額	公3_生活特別回数	算定_公1_負担者負担金額
公 2 _ 受給者番号	保険_食事増減標準負担額	公3_生活環境単価	算定_公1_高額療養費
公 2_診療実日数	公 1_食事回数	公3_生活環境日数	算定_公1_高額療養費1%
公2_請求点数	公 1_食事請求基準額	公4_生活基準単価	算定_公1_長期高額療養費
算定_公1_患者負担額	算定_公5_患者負担額(他公費	レセプト情報反映ステータス	保険制度(保険種別①)
	負担分)		
算定_公1_他公費負担点数	算定_公5_任意給付額	電算管理番号	保険種別(保険種別②)

算定_公 1_患者負担額(他公費 負担分)	算定_公5_食事基準額	電算管理番号-枝番	本人家族入外
算定_公1_任意給付額	算定_公5_食事負担者負担額	登録年月日	点数表
算定_公1_食事基準額	算定_公5_食事患者負担額	最終更新年月日	療養費データ区分
算定_公1_食事負担者負担額	算定_公5_調整金額	システム共通領	療養費種別
算定_公1_食事患者負担額	エラー制御	登録機能ID	海外療養費区分
算定_公1_調整金額	ロジカルエラー確認区分	登録者ID	給付割合
算定_公2_決定点数	資格エラー確認区分	登録日時	老人保健公費5割
算定_公2_費用額	給付エラー確認区分	最終更新機能ID	割引
算定_公2_負担者負担金額	ケアエラー区分	最終更新者ID	診療開始日 1
算定_公2_高額療養費	クリティカルエラ一区分	最終更新日時	転帰 1
算定_公2_高額療養費1%	算定チェックエラー区分	削除フラグ	診療開始日 2
算定_公2_長期高額療養費	トータルチェックエラー区分	PK	転帰2
算定_公2_患者負担額	重複エラー区分	再審査申出年月	診療開始日3
算定_公2_他公費負担点数	ロジカルチェックエラー項目情 報	再審査申出通番	転帰 3
算定_公2_患者負担額(他公費 負担分)	ロジカルチェックエラーコード	KEY項目	初診回数
算定_公2_任意給付額	ロジカルチェック処理日	データ種別	再診回数
算定_公2_食事基準額	トータルチェックエラー項目情 報	レセプト全国共通キー	入院年月日
算定_公2_食事負担者負担額	トータルチェックエラーコード	国保連レセプト番号	申請年月日
算定_公2_食事患者負担額	トータルチェック処理日	事業区分	同意年月日
算定_公2_調整金額	資格チェックエラー項目情報	医療機関コード	柔整団体機関
算定_公3_決定点数	資格チェックエラーコード	旧総合病院診療科	処方箋交付医療機関
算定_公3_費用額	資格チェック処理日	任意診療科	決定特記事項 1
算定_公3_負担者負担金額	被保険者テーブル更新日時	請求媒体	決定特記事項 2
算定_公3_高額療養費	レセプト更新日時	保険者番号	決定特記事項3
算定_公3_高額療養費1%	給付チェックエラーコード	被保険者証記号	決定特記事項 4
算定_公3_長期高額療養費	給付チェック処理日	被保険者証番号(全角)	決定特記事項 5
算定_公3_患者負担額	算定チェックエラーコード	被保険者証番号(半角)	確定特記事項 1
算定_公3_他公費負担点数	算定チェック処理日	生年月日	確定特記事項2
算定_公3_患者負担額(他公費 負担分)	システム設定領域	性別	確定特記事項3
算定_公3_任意給付額	公費 1_法別番号	氏名	確定特記事項 4
算定_公3_食事基準額	公費 2 _法別番号	個人番号	確定特記事項 5
算定_公3_食事負担者負担額	公費3_法別番号	世帯番号	決定原爆区分
算定_公3_食事患者負担額	公費 4 _法別番号	市町村番号	確定原爆区分
算定_公3_調整金額	公費 5 _法別番号	受給者番号	継続療養費区分
算定_公4_決定点数	県単・地単抽出フラグ	機械整理番号(被保)	決定標準負担額区分コード
算定_公4_費用額	県単・地単登録フラグ	機械整理番号(受給者)	確定標準負担額区分コード
算定_公4_負担者負担金額	増減区分	制御・管理情報	決定算定区分 1
算定_公4_高額療養費	過誤・再審査データ区分	処理区分	決定算定区分 2
算定_公4_高額療養費1%	過誤・再審査管理年月	更新区分	決定算定区分3

第定_公5_費用額 当初患者負担額 電話番号 歯周疾患継続指導管理料 算定_公5_負担者負担金額 減額フラグ レセプト記載項目 特定薬剤治療管理料 算定_公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療行 算定_公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療行 算定_公5_馬額療養費 負担者請求取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料 算定_公5_患者負担額 第定後レセプト更新フラグ 自支給期間 難病外来指導管理科 算定_公5_此公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理				
算定公4.他公費負担点数         被保険者証書号(全角)         特殊入力区分         確定算定区分3           算定公4.世無給付額         生年月日(前)         請求書番号         乳幼児加算区分           算定公4.食事基準額         性別(前)         明細番号(綴り順)         訓剤技術基本料           算定公4.食事基準額         性別(前)         明細番号(綴り順)         訓剤技術基本料           算定公4.食事是準額         性別(前)         明細番号(綴り順)         訓剤技術基本料           算定公4.食事是者負担額         過誤、再審查書商結果         転帰レコード区分         補絕時診断料           算定公4.食事患者負担額         過誤、再審查請果年月         口座番号         老人優性生活指導管理科           算定公5.炭足点数         過誤、再審查結果年月         口座番号         老人優性生活指導管理科           算定公5.费用額         当初患者負担額         電話番号         歯面療医継続指導管理科           算定公5.負担者負担金額         減額フラグ         レセブト記載項目         特定薬剤治療管理科           算定公5.高額療養費         保険者振替フラグ         審查年月         悪性腫瘍特異物質治療           算定公5.長期高額療養費         保険者振替フラグ         妻を始期間         建病外来指導管理科           算定公5.是期高額療養費         協し在でものののののののののののののののののののののののののののののののののののの	4_長期高額療養費 過誤	・再審査管理通番	電子レセプト区分	確定算定区分 1
第定 公4 - 世書負担額(他公費 自担分)   投入番号   初診料有無   対定 公4 - 住意給付額   生年月日(前)   請求書番号   乳幼児加算区分   算定 公4 - 食事基準額   性別(前)   明細番号(総り順)   別刺技術基本料   算定 公4 - 食事負担者負担額   過誤・再審査理由番号   散員コード   入院基本料(初期加算)   算定 公4 - 食事患者負担額   過誤・再審査結果   転帰レコード区分   補認時診断料   算定 公5 - 決定点数   過誤・再審査結果年月   口座番号   老人慢性生活指導管理科   資定 公5 - 決定点数   過誤・再審査結果年月   口座番号   を人慢性生活指導管理科   資定 公5 - 費用額   当初書負担額   電話番号   地周疾患継続指導管理科   算定 公5 - 負担者負担金額   減銀フラグ   レセプト記載項目   特定薬剤治療管理科   算定 公5 - 高額療養費   保険機関支払取消フラグ   影密年月   悪性腫瘍特異物質治療・ 関定 公5 - 高額療養費   保険機関支払取消フラグ   設確年月   小児科療養指導料   算定 公5 - 長期高額療養費   負担者請求取消フラグ   設施決定年月   元かかん指導料   算定 公5 - 長期高額療養費   負担者請求取消フラグ   支給決定年月   元かん指導料   資定 公5 - 他公費負担点数   算定後レセプト更新フラグ   至支給期間   推病外来指導管理科   接続請求回数   当初市町村番号   老人保健 医療保険種別   支持定時集計保険者番号(地方 支付税)   技統国保達レセプト番号   支統期間   老人保健 医療保険種別   技統可以の分   技統医療機関コード   支持定時集計の利毒号(力)   老人保健 医療保険種別   支持定時集計の利毒号(分離   支持定時集計の利毒号(分離   支持定時集計の利毒号(分離   支援・アク区分   大特定時集計の利毒号(分)   老人保健 公命指定都市   接続日配合病院診療科   供票出力先保険者番号(地方 支付税)   接続日配合病院診療科   供票出力先保険者番号(地方 支付税)   表人保健 公司を指定部   接続日配合病院診療科   技統日を育成的   技統日を育用を再算   接続日配合病院診療科   供票出力先保険者番号(地方 支付税)   表人保健 公司・大特定時集計の利毒号(分離   大保証・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・	4_患者負担額 被保障	食者証記号(前)	DPC区分	確定算定区分2
独国の		<b>食者証番号(全角)</b>	特殊入力区分	確定算定区分3
第定_公 4 食事基準額 性別(前) 明翹番号(綴り順) 調剤技術基本料 薄定_公 4 食事負担看負担額 過誤。再審查理由番号 職員コード	4_患者負担額(他公費 被保服	食者証番号(半角)	投入番号	初診料有無
算定_公4_食事負担衝負担額         過誤・再審查理由番号         職員コード         人院基本料(初期加算)           算定_公4_食事患者負担額         過誤・再審查結果         転帰グルード区分         補綴時診断料           算定_公5.決定点数         過誤・再審查結果年月         口塵番号         老人慢性生活指導管理           算定_公5.決定点数         過誤・再審查結果年月         口塵番号         老人慢性生活指導管理           算定_公5.費用額         当初患者負担額         電話番号         歯周疾患継続指導管理           算定_公5.高額療養費         保険者振替フラグ         審查年月         悪性腫瘍特異物質治療           算定_公5.高額療養費         負担者請求取消フラグ         診療年月         小児科療養指導料           算定_公5.最初高額療養費         負担者請求取消フラグ         支給決定年月         てんかん指導料           算定_公5.他公費負担点数         給付修正フラグ         至支給期間         難病外来指導管理料           算定_公5.他公費負担点数         給付修正フラグ         至支給期間         皮膚科定疾患指導管理料           算定_公5.他公費負担点数         給付修正フラグ         至支給期間         皮膚科定疾患指導管理料           算定_公5.他公費負担点数         給付修正フラグ         主人保健 医療保険種別           海科補綴閱閱連接套(PIG)         接続三少公分         大特定時集計保険者番号(地方 支持等時事計所審管理         老人保健 医療保険法を持定時期           複たきり老人訪問指導管理料         接続任意診療料         標業出力先代解析書号(分離 支付別)         保険、強定診療実日数           複た性生活指導管理料         接続任意療養         地東州         保険、済産実的報度           複定性生活指導管理科室         接続記行公費         大特定時集計         保険、決定公費         保険、決定公費 <td>4_任意給付額 生年</td> <td>月日(前)</td> <td>請求書番号</td> <td>乳幼児加算区分</td>	4_任意給付額 生年	月日(前)	請求書番号	乳幼児加算区分
第定公4_食事患者負担額 過誤・再審查審查結果 転帰レコード区分 補綴時診断料 第定公4_調整金額 過誤に分 転帰グループ番号 特定疾患療養指導料 算定公5_決定点数 過誤・再審查結果年月 口座番号 老人侵性生活指導管理料 算定公5_負担者負担金額 減額フラグ レセプト記載項目 特定薬剤治療管理料 算定公5_負担者負担金額 減額フラグ とせっている。高額療養費 保険者振替フラグ 審查年月 悪性腫瘍特異物質治療・ 第定公5_馬額療養費 保険者振替フラグ 整金年月 悪性腫瘍特異物質治療・ 第定公5_馬額療養費 負担者請求取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料 算定公5_患有負担額 算定後レセプト更新フラグ 自支給期間 難病外未指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健 医療保険種別 生化一次 支付税 を信息 接続 (ChB) 接続国保連レセプト番号 大特定時集計保険者番号(地方 支付税) 表人保健 医療保険種別 と人保健 医療療機関コード 支付税 を付ける 支付税 と人保健 医療保険種別 を大時定時集計市町村番号(分離 会份) 接続エタン 大特定時集計市町村番号(分離 会份) 接続医療機関コード 支付税 保険 決定診療実日数 接続日総合病院診療科 保護・出力・大特定時集計・市町村番号(分離 会份) 接続医療機関コード 支付税 保険 決定診療実日数 接続日総合病院診療科 保護・正の大力・大特定時集計・町村番号(分離 保険・決定診療実日数 接続インライン請求フラグ 帳票出力先保険者番号 保険・確定診療実日数 接続日窓診療科 保護・法の責工・支付税 保護・法の責工・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・	4_食事基準額 性別	(前)	明細番号(綴り順)	調剤技術基本料
第定公4_調整金額 過誤区分 転帰グループ番号 特定疾患療養指導料 第定公5_決定点数 過誤・再審査結果年月 口座番号 老人慢性生活指導管理料 第定公5_費用額 当初患者負担額 電話番号 歯周疾患継続指導管理料 算定公5_負担者負担金額 減額フラグ レセプト記載項目 特定薬剤治療管理料 算定公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療行 京定公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療行 京定公5_馬額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 「んかん指導料 算定公5_馬制高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 「んかん指導料 算定公5」患者負担額 算定後レセプト更新フラグ 至支給期間 財ニ病外来指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療園コード 在宅指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療園コード 表特定時集計保険者番号(均) 老人保健_医療保険種別 全併) 素人保健」の名人保健」の名の名 接続データ区分 資料補綴関連検査(GoA) 接続データ区分 全方で付税) 表人保健」の名人保健、医療保険種別 全併) 表人保健」の名人保健、医療保険種別 全併) 表人保健」の名人保健、医療保険種別 を分析とありました。 大時に再集計市町村番号(分離 会併) 表人保健」の名人保健、政令指定都市 接続さり老人訪問指導管理料 接続日総合病院診療科 標果出力先保険者番号(分離 保険、決定診療実日数 環院指導料 接続オンライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険、決定診療実日数 東剤管理指導料 接続オンライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険、決定診療実日数 表付と訴問時期育定 接続総括区分 シフト項目 保険 確定点数 老人慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) (決定公3負担金額) 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) 接続公3削除区分 公1_給付割合 (決定公4負担金額) 接続公4削除区分 公1_允付割合 (決定公4負担金額) 接続公4削除区分 公1_允付割合 (決定公4負担金額)	4_食事負担者負担額 過誤	• 再審査理由番号	職員コード	入院基本料(初期加算)
算定_公5_決定点数         過誤・再審査結果年月         口座番号         老人慢性生活指導管理料           算定_公5_費用額         当初患者負担額         電話番号         歯周疾患継続指導管理料           算定_公5_負担者負担金額         減額フラグ         レセプト記載項目         特定薬剤治療管理料           算定_公5_高額療養費         保険者振替フラグ         審查年月         悪性腫瘍特異物質治療行算定公5_高額療養費 見担者請求取消フラグ         診療年月         小児科療養指導料算算定公5_最初期間         対別のか来指導管理料           算定_公5_患者負担額         算定後レセブト更新フラグ         自支給期間         難病外来指導管理料算定公5_他公費負担点数 給付修正フラグ         全差期間         皮膚科特定疾患指導管理科 皮膚科特定疾患指導管理 老人保健 医療圈コード 表待定時集計保険者番号(地方交付税)         老人保健 医療圈コード 老人保健 医療園コード 表待定時集計保険者番号(地方交付税)         老人保健 医療機関コード 表待定時集計市町村番号(分離 全人保健 政令指定都市度たきり老人訪問指導管理料 接続任意診療科 標果出力先保険者番号(地方交付税)         老人保健 政令指定都市 保険_決定診療実日数 保険_確定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.非常計事等理指導料 接続任意診療科 標果出力先保険者番号 保険.決定診療実日数 保険.非定診療実日数 保険.非常等理料 保険.決定点数         老人保健工店指導管理料 保険.決定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.確定診療実日数 保険.非常時期が計番号 保険.決定点数         大保健生活指導管理料 接続公1削除区分 保険給付割合 (決定公2負担金額) (決定公2負担金額) (決定公2負担金額) 保険品 (原料)         本額付割合 (決定公3負担金額) (決定公3負担金額) 保険品 (原料)         本額付割合 (決定公3負担金額) (決定公3負担金額) (決定公3負担金額)           在宅患者訪問栄養食事指導料 接続公3削除区分 公1_給付割合 (決定公5負担金額)         公1_給付割合 (決定公5負担金額)         公1_給付割合 (決定公5負担金額)         公1_給付割合 (決定公5負担金額)           科)         接続公4削除区分 公1_能付割合 (決定公5負担金額)         公1_任意給付 (決定公5負担金額)         公25点動門         会給付割合 (決定公5負担金額)         公1_任意給付割合         (決定公5負担金額)         公25点動門         会給付割合         公25点動門         (決定公5負担金額)         公25点動門         (決定公5負担金額)         公25点動門         <	4_食事患者負担額 過誤	・再審査審査結果	転帰レコード区分	補綴時診断料
算定_公5_費用額 当初患者負担額 電話番号 歯周疾患継続指導管理料 算定_公5_負担者負担金額 減額フラグ レセプト記載項目 特定薬剤治療管理料 算定_公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療作 算定_公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療作 京と公5_高額療養費 負担者請求取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料 算定_公5_根高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 てんかん指導料 算定_公5_根の費担点数 続付修正フラグ 自支給期間 難病外来指導管理科 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療園コード 本特定時集計保険者番号(地方 支付税) 老人保健_医療保険種別 老人保健」医療園コード 支付税 表特定時集計中町村番号(か声 支付税) 表特定時集計市町村番号(か声 支付税) 表特定時集計市町村番号(か声 支付税) 表特定時集計市町村番号(か声 支付税) 表外に健康療機関コード 支付税 保険 決定診療実日数 退院指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険 確定診療実日数 環院指導料 接続任意診療科 帳票出力先の町村番号 保険 確定診療実日数 養務経話公分 シフト項目 保険 確定点数 老人慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公套負担金額) 存定患者訪問薬剤管理指導料 接続公 1 削除区分 保険給付割合 (決定公名負担金額) 接続公 3 削除区分 保険給付割合 (決定公名負担金額) 投票公 3 削除区分 保険給付割合 (決定公名負担金額) 投票公 4 削除区分 公 1 上給付割合 (決定公名負担金額)	4_調整金額 過誤[	区分	転帰グループ番号	特定疾患療養指導料
算定 公5 負担者負担金額 減額フラグ レセプト記載項目 特定薬剤治療管理料算定 公5 高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療物質 定 公5 高額療養費 1 % 医療機関支払取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料算定 公5 長期高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 てんかん指導料算定 公5 患者負担額 算定後レセプト更新フラグ 自支給期間 難病外来指導管理料算定 公5 他公費負担点数 给付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 法統請求回数 当初市町村番号 老人保健 医療限障理別 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健 医療保険種別 表付修正フラグ 医支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 法统 (GoA) 接続データ区分 表特定時集計保険者番号(少方数) 表人保健 医療保険種別 表付機別連検査(GoA) 接続データ区分 持続医療機関コード 表特定時集計市町村番号(地方交付税) 表人保健 医療保険種別 表付機別連検査(PTG) 接続医療機関コード 表特定時集計市町村番号(地方交付税) 表人保健 政令指定都市 接たきり老人訪問指導管理料 接続旧総合病院診療科 無限コ九先保険者番号(分離保険決定診療実日数 上限計事料 接続インライン請求フラグ 帳票出力先保険者番号 保険 決定診療実日数 薬剤管理指導料 接続インライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険 決定診療実日数 表別管理指導料 接続インライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険 決定診療実日数 表人慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) 在宅患者訪問菜剤管理指導料 接続公 1 削除区分 保険給付割合 (決定公 2 負担金額) 在宅患者訪問菜養食事指導料 接続公 2 削除区分 保険給付割合 (決定公 4 負担金額) 接続公 3 削除区分 公 1 上給付割合 (決定公 4 負担金額) 接続公 5 利時間 と入訪問口腔指導管理料(節接続公 4 削除区分 公 1 上統付割合 (決定公 5 負担金額) 表別的同口腔指導管理料(節接続公 4 削除区分 公 1 上統付割合 (決定公 5 負担金額) 4 上統的同口腔指導管理料(節接続公 4 削除区分 公 1 上底給付 (決定公 5 負担金額)	5_決定点数 過誤	・再審査結果年月	口座番号	老人慢性生活指導管理料
算定_公5_高額療養費 保険者振替フラグ 審査年月 悪性腫瘍特異物質治療管算定_公5_高額療養費 1% 医療機関支払取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料 算定_公5_長期高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 てんかん指導料 算定_公5_患者負担額 算定後レセブト更新フラグ 自支給期間 難病外来指導管理料 算定_公5_他公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 在宅指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健医療圏コード 歯科補綴関連検査(ChB) 接続国保連レセプト番号 大特定時集計保険者番号(か離 を人保健医療保険種別 を併化の を付税) 接続でラタ区分 会併の を付税の を人保健 医療保険種別 を人保健 の令指定都市寝たきり老人訪問指導管理料 接続旧総合病院診療科 標票出力先保険者番号(分離 会併) を機能と高病院診療科 標系出力先保険者番号 保険 確定診療実日数 連門指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険 確定診療実日数 養精章料査定 接続総括公費エラー区分 帳票出力先市町村番号 保険 確定診療実日数 をと疾患療養指導料査定 接続総括公費エラー区分 に変計のよりでは、次定公費負担金額) 存宅患者訪問薬剤管理指導料 接続公 1 削除区分 保険給付割合 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続公 2 削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) 在宅患者訪問栄養食事指導料 接続公 3 削除区分 保険給付割合 (決定公4 負担金額) 不定患者訪問栄養食事指導料 接続公 3 削除区分 保険給付割合 (決定公4 負担金額) 不定患者訪問栄養食事指導料 接続公 3 削除区分 公1_給付割合 (決定公4 負担金額) 不定患者訪問栄養食事指導料 接続公 3 削除区分 公1_給付割合 (決定公4 負担金額) 表入訪問口腔指導管理料(歯 接続公 4 削除区分 公1_給付割合 (決定公5 負担金額) 表入訪問口腔指導管理料(歯 接続公 4 削除区分 公1_統付割合 (決定公5 負担金額)	5_費用額 当初期	患者負担額	電話番号	歯周疾患継続指導管理料
第定_公5_高額療養費 1 % 医療機関支払取消フラグ 診療年月 小児科療養指導料 算定_公5_長期高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 てんかん指導料 第定_公5_患者負担額 第定後レセプト更新フラグ 自支給期間 財病外来指導管理料 算定_公5_他公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 在宅指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療圏コード 極科補綴関連検査(ChB) 接続国保連レセプト番号 交付税) 老人保健_医療保険種別 (佐村) 接続医療機関コード 交付税) 表特定時集計保険者番号(地方 交付税) 者人保健_の企業の分 (金件) 接続医療機関コード 交付税) 表特定時集計市町村番号(地方 交付税) 表人保健_の企業の分 (金件) 接続医療機関コード 交付税) 表人保健_政令指定都市 寝たきり老人訪問指導管理料 接続日総合病院診療科 標票出力先保険者番号 保険_確定診療実日数 上、大特定時集計市町村番号(分離 会件) 接続任意診療科 標票出力先保険者番号 保険_確定診療実日数 連門事料 接続オンライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険」確定診療実日数 特定疾患療養指導料査定 接続総括区分 シフト項目 保険」確定点数 老人慢性生活指導管理料查定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) 在宅訪問リルビリテッコン指導管理料 接続公1削除区分 保険給付割合 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問業剤管理指導料 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) 在宅患者訪問業養食事指導料 接続公3削除区分 保険給付割合 (決定公4負担金額) を入訪問口腔指導管理料(歯 接続公4削除区分 公1_給付割合 (決定公4負担金額) 表表的問口腔指導管理料(歯 接続公4削除区分 公1_給付割合 (決定公5負担金額) 表表的問口腔指導管理料(歯	5_負担者負担金額 減額	フラグ	レセプト記載項目	特定薬剤治療管理料
第定_公5_長期高額療養費 負担者請求取消フラグ 支給決定年月 てんかん指導料 第定_公5_患者負担額 第定後レセプト更新フラグ 自支給期間 難病外来指導管理料 寮定_公5_他公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療圏コード 歯科補綴関連検査(GoA) 接続写一夕区分 未特定時集計保険者番号(地方 交付税) 老人保健_医療保険種別 歯科補綴関連検査(GoA) 接続データ区分 未特定時集計市町村番号(地方 交付税) 表付定時集計市町村番号(地方 交付税) 表特定時集計市町村番号(地方 交付税) 表特定時集計市町村番号(地方 交付税) 表特定時集計市町村番号(地方 交付税) 表情定時集計市町村番号(地方 交付税) 表情定時集計市町村番号(地方 交付税) 表情定時集計市町村番号(分離 保険_決定診療実日数 退院指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険_決定診療実日数 薬剤管理指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険_決定診療実日数 特定疾患療養指導料查定 接続総括区分 シフト項目 保険_確定診療実日数 を入侵性生活指導管理料查定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) 在宅患者訪問業剤管理指導料 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問栄養食事指導料 接続公3削除区分 保険給付割合 (決定公4負担金額) 接続公4削除区分 公1_給付割合 (決定公4負担金額) 接続公4削除区分 公1_給付割合 (決定公5負担金額)	5_高額療養費 保険	者振替フラグ <u></u>	審査年月	悪性腫瘍特異物質治療管理料
算定_公5_患者負担額 算定後レセプト更新フラグ 自支給期間 難病外来指導管理料 算定_公5_他公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理 技続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療圏コード 素特定時集計保険者番号(地方 交付税) を人保健_医療保険種別 を付税 を付ける を人保健」医療保険種別 を付税 を付ける を人保健」医療保険種別 を人保健」の報は を持た時集計保険者番号(分離 大特定時集計保険者番号(分離 大特定時集計作町村番号(分離 大特定時集計市町村番号(か) を人保健」の名前定都市 寝たきり老人訪問指導管理料 接続旧総合病院診療科 長続子時集計市町村番号(分離 保険」決定診療実日数 退院指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険 確定診療実日数 薬剤管理指導料 接続な費エラー区分 帳票出力先市町村番号 保険」決定点数 を入慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) を主意者訪問薬剤管理指導料 接続公 1 削除区分 物理件数 (決定公2 負担金額) 在宅患者訪問業費會事指導料 接続公 2 削除区分 保険給付割合 (決定公3 負担金額) を入訪問口腔指導管理料(實料) 接続公 3 削除区分 公 1 給付割合 (決定公4 負担金額) を入訪問口腔指導管理料(歯科) 接続公 4 削除区分 公 1 上部付割合 (決定公5 負担金額) を入訪問口腔指導管理料(歯科) 接続公 4 削除区分 公 1 上部付割合 (決定公5 負担金額) を入訪問口腔指導管理料(歯科) 接続公 4 削除区分 公 1 上部付割合 (決定公5 負担金額)	5_高額療養費1% 医療権	機関支払取消フラグ	診療年月	小児科療養指導料
算定_公5_他公費負担点数 給付修正フラグ 至支給期間 皮膚科特定疾患指導管理在宅指導管理料 接続請求回数 当初市町村番号 老人保健_医療圏コード 歯科補綴関連検査(GhB) 接続国保連レセプト番号 未特定時集計保険者番号(地方 交付税) を人保健_医療保険種別 を持続とから 接続医療機関コード 表特定時集計の可称番号(地方 交付税) を人保健_の令指定都市 を人保健_の令指定都市 接続日総合病院診療科 大特定時集計市町村番号(か を人保健_政令指定都市 接続日総合病院診療科 大特定時集計市町村番号(分離 保険 決定診療実日数 退院指導料 接続任意診療科 帳票出力先保険者番号 保険_確定診療実日数 薬剤管理指導料 接続オンライン請求フラグ 帳票出力先保険者番号 保険_強定診療実日数 特定疾患療養指導料査定 接続総括区分 シフト項目 保険 確定点数 を人慢性生活指導管理料査定 接続総括区分 シフト項目 保険 確定点数 を人慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続公1削除区分 物理件数 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問業剤管理指導料 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) をもまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	5_長期高額療養費 負担	<b></b> 者請求取消フラグ	支給決定年月	てんかん指導料
世紀	5_患者負担額 算定征	<b>後レセプト更新フラグ</b>	自支給期間	難病外来指導管理料
歯科補綴関連検査 (ChB) 接続国保連レセプト番号 未特定時集計保険者番号 (地方 交付税) 老人保健_医療保険種別 歯科補綴関連検査 (GoA) 接続データ区分 未特定時集計市町村番号 (分離 合併) 老人保健_分離区分 を持定時集計市町村番号 (地方 交付税) 老人保健_政令指定都市 交付税) を持定時集計市町村番号 (地方 交付税) 老人保健_政令指定都市 交付税) とは、日本の名	5_他公費負担点数 給付何	多正フラグ	至支給期間	皮膚科特定疾患指導管理料
図科補級関連検査(GOA) 接続三々区分	上 管理料 接続記	青求回数		老人保健_医療圏コード
歯科補級関連検査 (PTG)   接続医療機関コード   未特定時集計市町村番号 (地方 交付税)   老人保健_政令指定都市   接続医療機関コード   未特定時集計市町村番号 (地方 交付税)   保険_決定診療実日数   退院指導料   接続日総合病院診療科   帳票出力先保険者番号   保険_決定診療実日数   乗割管理指導料   接続オンライン請求フラグ   帳票出力先保険者番号   保険_決定点数   特定疾患療養指導料査定   接続総括区分   シフト項目   保険 確定点数   老人慢性生活指導管理料査定   接続総括公費エラー区分   論理件数   (決定公費負担金額)   在宅訪問リルピリテーション指導管理料   接続公1削除区分   物理件数   (決定公2負担金額)   在宅患者訪問薬剤管理指導料   接続公2削除区分   保険給付割合   (決定公3負担金額)   在宅患者訪問栄養食事指導料   接続公3削除区分   保険給付割合   (決定公4負担金額)   老人訪問口腔指導管理料(歯 接続公4削除区分   公1_給付割合   (決定公4負担金額)   老人訪問口腔指導管理料(歯 接続公4削除区分   公1_任意給付   (決定公5負担金額)	接続E	国保連レセプト番号	交付税)	老人保健_医療保険種別
接続と療儀関コート   交付税)   そ人味健」以下指定都印度たきり老人訪問指導管理料   接続旧総合病院診療科   未特定時集計市町村番号(分離   保険_決定診療実日数   提続任意診療科   帳票出力先保険者番号   保険_確定診療実日数   乗割管理指導料   接続オンライン請求フラグ   帳票出力先市町村番号   保険_決定点数   特定疾患療養指導料査定   接続総括区分   シフト項目   保険_確定点数   老人慢性生活指導管理料査定   接続総括公費エラー区分   論理件数   (決定公費負担金額)   在宅訪問リハビリテーション指導管理料   接続公1削除区分   物理件数   (決定公2負担金額)   在宅患者訪問薬剤管理指導料   接続公2削除区分   保険給付割合   (決定公3負担金額)   在宅患者訪問業剤管理指導料   接続公3削除区分   保険給付割合   (決定公3負担金額)   を入味健」以下公3負担金額   接続公3削除区分   公1_給付割合   (決定公4負担金額)   老人訪問口腔指導管理料(歯   接続公4削除区分   公1_任意給付   (決定公5負担金額)	段関連検査(GoA) 接続-	データ区分	合併)	老人保健_分離区分
接続日総合病院診療科   会標性   会經   会經   会經   会經   会經   会經   会經   会	接続E	医療機関コード	交付税)	老人保健_政令指定都市区分
薬剤管理指導料 接続オンライン請求フラグ 帳票出力先市町村番号 保険_決定点数 特定疾患療養指導料査定 接続総括区分 シフト項目 保険_確定点数 名人慢性生活指導管理料査定 接続総括公費エラー区分 論理件数 (決定公費負担金額) 在宅訪問リハピリテーション指導管理料 接続公1削除区分 物理件数 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) 在宅患者訪問栄養食事指導料 接続公3削除区分 公1_給付割合 (決定公4負担金額) 老人訪問口腔指導管理料(歯 接続公4削除区分 公1_任意給付 (決定公5負担金額) 科)	老人訪問指導管理料接続	日総合病院診療科		保険_決定診療実日数
特定疾患療養指導料査定       接続総括区分       シフト項目       保険_確定点数         老人慢性生活指導管理料査定       接続総括公費エラー区分       論理件数       (決定公費負担金額)         在宅訪問リハビリテーション指導管理料(医科)       接続公1削除区分       物理件数       (決定公2負担金額)         在宅患者訪問薬剤管理指導料(医科)       接続公2削除区分       保険給付割合       (決定公3負担金額)         在宅患者訪問栄養食事指導料(医科)       接続公3削除区分       公1_給付割合       (決定公4負担金額)         老人訪問口腔指導管理料(歯科)       接続公4削除区分       公1_任意給付       (決定公5負担金額)	接続任	壬意診療科	帳票出力先保険者番号	保険_確定診療実日数
老人慢性生活指導管理料査定       接続総括公費エラー区分       論理件数       (決定公費負担金額)         在宅訪問リハピリテーション指導管理料(医科)       接続公1削除区分       物理件数       (決定公2負担金額)         在宅患者訪問薬剤管理指導料(医科)       接続公2削除区分       保険給付割合       (決定公3負担金額)         在宅患者訪問栄養食事指導料(医科)       接続公3削除区分       公1_給付割合       (決定公4負担金額)         老人訪問口腔指導管理料(歯科)       接続公4削除区分       公1_任意給付       (決定公5負担金額)	指導料接続	 オンライン請求フラグ	帳票出力先市町村番号	保険_決定点数
在宅訪問リルピリテーション指導管理料 接続公1削除区分 物理件数 (決定公2負担金額) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続公2削除区分 保険給付割合 (決定公3負担金額) 在宅患者訪問栄養食事指導料 接続公3削除区分 公1_給付割合 (決定公4負担金額) 老人訪問口腔指導管理料(歯 科)	療養指導料査定接続統	<b>総括区分</b>	シフト項目	保険_確定点数
(医科)       技術公 1 前隊区分       物理什致       (決定公 2 貞担金額)         在宅患者訪問薬剤管理指導料 (医科)       接続公 2 削除区分       保険給付割合       (決定公 3 負担金額)         在宅患者訪問栄養食事指導料 (医科)       接続公 3 削除区分       公 1 _給付割合       (決定公 4 負担金額)         老人訪問口腔指導管理料(歯科)       接続公 4 削除区分       公 1 _任意給付       (決定公 5 負担金額)		総括公費エラー区分 	論理件数	(決定公費負担金額)
(医科)     接続公2削除区分     保険給付割合     (決定公3負担金額)       在宅患者訪問栄養食事指導料 (医科)     接続公3削除区分     公1_給付割合     (決定公4負担金額)       老人訪問口腔指導管理料(歯科)     接続公4削除区分     公1_任意給付     (決定公5負担金額)	按机"	公1削除区分	物理件数	(決定公2負担金額)
(医科)       技術公3前除区分       公1_括刊割合       (決定公4負担金額)         老人訪問口腔指導管理料(歯科)       接続公4削除区分       公1_任意給付       (決定公5負担金額)	接続公	公2削除区分	保険給付割合	(決定公3負担金額)
科	按称:	公3削除区分	公 1_給付割合	(決定公4負担金額)
計問輸利衛生指道料(輸利)	]口腔指導管理料(歯 接続:	公4削除区分	公 1_任意給付	(決定公5負担金額)
		呆険者番号 	公2_給付割合	(確定公費負担金額)
在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続被保険者証記号 公2_任意給付 (確定公2負担金額)	訪問薬剤管理指導料接続補	坡保険者証記号	公 2 _任意給付	(確定公2負担金額)
在宅患者訪問薬剤管理指導料 接続被保険者証番号(全角) 公3_給付割合 (確定公3負担金額)		坡保険者証番号(全角)	公 3_給付割合	(確定公3負担金額)
基本療養費 I (訪問看護療養 費) 接続被保険者証番号(半角) 公3_任意給付 (確定公4負担金額)	費 I(訪問看護療養 接続社	坡保険者証番号(半角)	公3_任意給付	(確定公4負担金額)
管理療養費(訪問看護療養費) 接続生年月日 公4_給付割合 (確定公5負担金額)	費(訪問看護療養費) 接続生	<b>主年月日</b>	公 4_給付割合	(確定公5負担金額)
在宅時医学総合管理料算定者 接続性別 公4_任意給付 保険_決定一部負担金	学総合管理料算定者 接続性	生別	公4_任意給付	保険_決定一部負担金
処方箋料算定有無情報 接続市町村番号 公5_給付割合 保険_確定一部負担金	算定有無情報 接続i	市町村番号	公 5 _給付割合	保険_確定一部負担金
予備 1 接続受給者番号 公 5_任意給付 (外来公費負担金額)	接続	受給者番号	公5_任意給付	(外来公費負担金額)
予備 2 接続申し出年月 老人保健公費 5割 外来時一部負担金	接続印	申し出年月	老人保健公費5割	外来時一部負担金

予備 3	接続レセプト種別	機関_点数表	決定減額割合
予備 4	資格設定情報	機関_都道府県コード	確定減額割合
予備 5	被保険者氏名	機関_県内外区分	決定減額・免除・猶予区分
予備 6	老人受給者氏名	機関_診療科	確定減額・免除・猶予区分
予備 7	生年月日	機関_歯科併設区分	決定減額金額
予備 8	老人受給者生年月日	機関_経営主体	確定減額金額
予備 9	被保険者地区コード	機関_総合一般区分	公 1 _決定負担者番号
予備 1 0	被保険者住所コード	機関_自直診区分	公 1_確定負担者番号
予備 1 1	老人保健地区コード	機関_調整医療機関コード	公 1_調整負担者番号
予備 1 2	老人保健住所コード	機関_調整医療機関点数表	公1_都道府県コード
予備 1 3	住居地保険者番号	機関_調整都道府県コード	公 1 _県内外区分
予備 1 4	住居地市町村番号	機関_調整県内外区分	公 1_保険区分
予備 1 5	退職続柄区分	機関_調整診療科	公 1 _政令指定都市区分
予備 1 6	被保険者氏名(カナ)	機関_調整歯科併設区分	公 1_決定受給者番号
予備 1 7	直近情報_国保喪失事由	機関_調整経営主体	公 1_確定受給者番号
予備 1 8	検索用被保険者証記号	機関_調整自直診区分	公 1_決定診療実日数
予備 1 9	検索用被保険者証番号	機関_柔整団体機関コード	公 1_確定診療実日数
予備20	世帯管理番号	機関_柔整団体県内外区分	公 1 _決定点数
疾病コード1	個人管理番号	保険_調整負担者番号	公 1_確定点数
疾病コード2	最新保険者変更日	保険_都道府県コード	公 1 _決定一部負担金
疾病コード3	最新保険者番号	保険_県内外区分	公1_確定一部負担金
疾病コード4	最新被保険者証記号	保険_委託区分	公 2 _決定負担者番号
疾病コード5	最新被保険者証番号(全角)	保険_保険区分	公 2 _確定負担者番号
診療行為コード1	最新被保険者証番号(半角)	保険_市区町村区分	公 2 _調整負担者番号
診療行為コード2	最新個人番号	保険_郡コード	公2_都道府県コード
診療行為コード3	最新市町村変更日	保険_医療圏コード	公 2 _県内外区分
診療行為コード4	最新市町村番号	保険_医療保険種別	公2_保険区分
診療行為コード5	最新受給者番号	保険_分離区分	公2_政令指定都市区分
連合会任意項目 1	旧保険者番号	保険_政令指定都市区分	公2_決定受給者番号
連合会任意項目 2	旧被保険者証記号	老人保健_調整負担者番号	公2_確定受給者番号
連合会任意項目3	旧被保険者証番号(全角)	老人保健_都道府県コード	公 2 _決定診療実日数
医療費通知減額表示区分	旧被保険者証番号(半角)	老人保健_県内外区分	公 2 _確定診療実日数
医療費通知減額表示医療費	旧個人番号	老人保健_委託区分	公 2 _決定点数
医療費通知減額表示一部負担	旧市町村番号	老人保健_保険区分	公2_確定点数
接続受付番号	旧受給者番号	老人保健_市区町村区分	公 2 _決定一部負担金
接続レセプト全国共通キー	当初保険者番号	老人保健_郡コード	公 2 _確定一部負担金
公3_決定負担者番号	公2_食事確定回数	公 5 _生活環境日数	算定後_公2_高額療養費1%
公3_確定負担者番号	公2_食事決定基準額	所得区分	算定後_公2_長期高額療養費
公3_調整負担者番号	公2_食事確定基準額	老人保健公費負担割合	算定後_公2_患者負担額

			-
公3_都道府県コード	公2_食事決定標準負担額	本人家族区分	算定後_公2_他公費負担点数
公3_県内外区分	公2_食事確定標準負担額	入院外来区分	算定後_公2_患者負担額(他公 費負担分)
公3_保険区分	公3_食事決定回数	費用算定ルート	算定後_公2_任意給付額
公3_政令指定都市区分	公3_食事確定回数	在総診・在医総区分	算定後_公2_食事基準額
公3_決定受給者番号	公3_食事決定基準額	Ι	算定後_公2_食事負担者負担額
公3_確定受給者番号	公3_食事確定基準額	П	算定後_公2_食事患者負担額
公3_決定診療実日数	公3_食事決定標準負担額	三月超	算定後_公3_決定点数
公3_確定診療実日数	公3_食事確定標準負担額	多数該当	算定後_公3_費用額
公3_決定点数	公 4_食事決定回数	経過措置区分	算定後_公3_負担者負担金額
公3_確定点数	公4_食事確定回数	市町村保険者変更	算定後_公3_高額療養費
公3_決定一部負担金	公 4_食事決定基準額	特別療養費	算定後_公3_高額療養費1%
公3_確定一部負担金	公4_食事確定基準額	マル公区分	算定後_公3_長期高額療養費
公4_決定負担者番号	公4_食事決定標準負担額	長期区分	算定後_公3_患者負担額
公 4 _確定負担者番号	公4_食事確定標準負担額	限度額適用認定証区分	算定後_公3_他公費負担点数
公4_調整負担者番号	公 5 _ 食事決定回数	前期該当区分	算定後_公3_患者負担額(他公 費負担分)
公4_都道府県コード	公5_食事確定回数	二割徴収者	算定後_公3_任意給付額
公 4 _県内外区分	公 5 _食事決定基準額	月中該当区分	算定後_公3_食事基準額
公 4_保険区分	公 5 _食事確定基準額	公費多数該当	算定後_公3_食事負担者負担額
公 4 _政令指定都市区分	公5_食事決定標準負担額	公2_合算区分	算定後_公3_食事患者負担額
公4_決定受給者番号	公5_食事確定標準負担額	公3_合算区分	算定後_公4_決定点数
公 4_確定受給者番号	保険_生活基準単価	公 4_合算区分	算定後_公4_費用額
公4_決定診療実日数	保険_生活基準回数	費用算定結果値(過誤再審査後 データ)	算定後_公4_負担者負担金額
公4_確定診療実日数	保険_生活特別単価	算定後_保険_決定点数	算定後_公4_高額療養費
公4_決定点数	保険_生活特別回数	算定後_保険_費用額	算定後_公4_高額療養費1%
公 4_確定点数	保険_生活環境単価	算定後_保険_負担者負担額	算定後_公4_長期高額療養費
公 4 _決定一部負担金	保険_生活環境日数	算定後_保険_高額療養費	算定後_公4_患者負担額
公 4 _確定一部負担金	公 1 _生活基準単価	算定後_保険_高額療養費1%	算定後_公4_他公費負担点数
公 5 _決定負担者番号	公 1_生活基準回数	算定後_保険_長期高額療養費	算定後_公4_患者負担額(他公 費負担分)
公5_確定負担者番号	公 1 _生活特別単価	算定後_保険_患者負担額	算定後_公4_任意給付額
公5_調整負担者番号	公 1 _生活特別回数	算定後_保険_他法優先公費負担 額	算定後_公4_食事基準額
公5_都道府県コード	公 1_生活環境単価	算定後_保険_国保優先公費負担 額	算定後_公4_食事負担者負担額
公 5 _県内外区分	公 1 _生活環境日数	算定後_保険_任意給付額	算定後_公4_食事患者負担額
公5_保険区分	公2_生活基準単価	算定後_保険_減免猶予額	算定後_公5_決定点数
公 5 _ 政令指定都市区分	公 2 _生活基準回数	算定後_保険_食事基準額	算定後_公5_費用額
公 5 _決定受給者番号	公 2 _生活特別単価	算定後_保険_食事負担者負担額	算定後_公5_負担者負担金額
公 5 _確定受給者番号	公 2 _生活特別回数	算定後_保険_食事患者負担額	算定後_公5_高額療養費
公 5 _決定診療実日数	公 2 _生活環境単価	算定後_保険_食事他法優先公費 負担額	算定後_公5_高額療養費1%
公 5 _確定診療実日数	公2_生活環境日数	算定後_保険_食事国保優先公費 負担額	算定後_公5_長期高額療養費
公 5 _決定点数	公3_生活基準単価	算定後_公1_決定点数	算定後_公5_患者負担額

	<u> </u>		<del> </del>
公5_確定点数	公3_生活基準回数	算定後_公1_費用額	算定後_公5_他公費負担点数
公5_決定一部負担金	公3_生活特別単価	算定後_公1_負担者負担金額	算定後_公5_患者負担額(他公 費負担分)
公5_確定一部負担金	公3_生活特別回数	算定後_公1_高額療養費	算定後_公5_任意給付額
保険_食事決定回数	公3_生活環境単価	算定後_公1_高額療養費1%	算定後_公5_食事基準額
保険_食事確定回数	公3_生活環境日数	算定後_公1_長期高額療養費	算定後_公5_食事負担者負担額
保険_食事決定基準額	公 4 _生活基準単価	算定後_公1_患者負担額	算定後_公5_食事患者負担額
保険_食事確定基準額	公 4 _生活基準回数	算定後_公1_他公費負担点数	算定前_保険_決定点数
保険_食事決定標準負担額	公 4 _生活特別単価	算定後_公 1_患者負担額(他公費負担分)	算定前_保険_費用額
保険_食事確定標準負担額	公 4 _生活特別回数	算定後_公1_任意給付額	算定前_保険_負担者負担額
公 1_食事決定回数	公 4 _生活環境単価	算定後_公1_食事基準額	算定前_保険_高額療養費
公 1_食事確定回数	公 4 _生活環境日数	算定後_公1_食事負担者負担額	算定前_保険_高額療養費1%
公 1_食事決定基準額	公5_生活基準単価	算定後_公1_食事患者負担額	算定前_保険_長期高額療養費
公 1_食事確定基準額	公 5 _生活基準回数	算定後_公2_決定点数	算定前_保険_患者負担額
公 1_食事決定標準負担額	公 5 _生活特別単価	算定後_公2_費用額	算定前_保険_他法優先公費負担 額
公1_食事確定標準負担額	公 5 _生活特別回数	算定後_公2_負担者負担金額	算定前_保険_国保優先公費負担 額
公2_食事決定回数	公 5 _生活環境単価	算定後_公2_高額療養費	算定前_保険_任意給付額
算定前_保険_減免猶予額	算定前_公5_決定点数	算定差_公3_負担者負担金額	公1_突合調整点数
算定前_保険_食事基準額	算定前_公5_費用額	算定差_公3_高額療養費	公 2 _請求突合調整点数
算定前_保険_食事負担者負担額	算定前_公5_負担者負担金額	算定差_公3_高額療養費1%	公2_突合調整点数
算定前_保険_食事患者負担額	算定前_公5_高額療養費	算定差_公3_長期高額療養費	公3_請求突合調整点数
算定前_保険_食事他法優先公費 負担額	算定前_公5_高額療養費1%	算定差_公3_患者負担額	公3_突合調整点数
算定前_保険_食事国保優先公費 負担額	算定前_公5_長期高額療養費	算定差_公3_他公費負担点数	公4_請求突合調整点数
算定前_公1_決定点数	算定前_公5_患者負担額	算定差_公3_患者負担額(他公 費負担分)	公4_突合調整点数
算定前_公1_費用額	算定前_公5_他公費負担点数	算定差_公3_任意給付額	公 1_請求突合調整一部負担金
算定前_公1_負担者負担金額	算定前_公5_患者負担額(他公 費負担分)	算定差_公3_食事基準額	公 1 _ 突合調整一部負担金
算定前_公 1 _高額療養費	算定前_公 5 _任意給付額	算定差_公3_食事負担者負担額	公2_請求突合調整一部負担金
算定前_公1_高額療養費1%	算定前_公5_食事基準額	算定差_公3_食事患者負担額	公2_突合調整一部負担金
算定前_公1_長期高額療養費	算定前_公5_食事負担者負担額	算定差_公4_決定点数	公3_請求突合調整一部負担金
算定前_公 1 _患者負担額	算定前_公5_食事患者負担額	算定差_公4_費用額	公3_突合調整一部負担金
算定前_公1_他公費負担点数	費用算定結果値(過誤再審査時 の差)	算定差_公4_負担者負担金額	公4_請求突合調整一部負担金
算定前_公 1 _患者負担額(他公費負担分)	算定差_保険_決定点数	算定差_公4_高額療養費	公4_突合調整一部負担金
算定前_公1_任意給付額	算定差_保険_費用額	算定差_公4_高額療養費1%	保険_突合調整金額
算定前_公1_食事基準額	算定差_保険_負担者負担額	算定差_公4_長期高額療養費	公 1_突合調整金額
算定前_公1_食事負担者負担額	算定差_保険_高額療養費	算定差_公4_患者負担額	公2_突合調整金額
算定前_公1_食事患者負担額	算定差_保険_高額療養費1%	算定差_公4_他公費負担点数	公3_突合調整金額
算定前_公2_決定点数	算定差_保険_長期高額療養費	算定差_公4_患者負担額(他公費負担分)	公4_突合調整金額
算定前_公2_費用額	算定差_保険_患者負担額	算定差_公4_任意給付額	公5_突合調整金額
算定前_公2_負担者負担金額	算定差_保険_他法優先公費負担 額	算定差_公4_食事基準額	複数申出区分
算定前_公2_高額療養費	算定差_保険_国保優先公費負担 額	算定差_公4_食事負担者負担額	複数申出総数
<u> </u>	nx .	<u> </u>	<u> </u>

算定前_公2_高額療養費1%	算定差_保険_任意給付額		参考有無区分
算定前 公2 長期高額療養費	算定差 保険 減免猶予額	算定差 公5 決定点数	疑義レセプト全国共通キー
	算定差_床膜_减光循序链 算定差 保険 食事基準額		
算定前_公2_患者負担額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	算定差_公5_費用額	過誤区分
算定前_公2_他公費負担点数 算定前_公2_患者負担額(他公	算定差_保険_食事負担者負担額	算定差_公5_負担者負担金額	再審査申出種別
費負担分)	算定差_保険_食事患者負担額 算定差 保険 食事他法優先公費	算定差_公5_高額療養費	過誤再審査区分
算定前_公2_任意給付額	負担額 算定差_保険_食事国保優先公費	算定差_公5_高額療養費1%	再審査システム連携ルート
算定前_公2_食事基準額	負担額	算定差_公5_長期高額療養費	再審査結果年月
算定前_公2_食事負担者負担額	算定差_公1_決定点数	算定差_公5_患者負担額	<u>処理顛末番号</u>
算定前_公2_食事患者負担額	算定差_公1_費用額	算定差_公5_他公費負担点数	累積レセプト有無
算定前_公3_決定点数	算定差_公1_負担者負担金額	算定差_公5_患者負担額(他公 費負担分)	累積レセプト処理年月
算定前_公3_費用額	算定差_公1_高額療養費	算定差_公5_任意給付額	他県再審査申出年月
算定前_公3_負担者負担金額	算定差_公1_高額療養費1%	算定差_公5_食事基準額	他見再審査申出通番
算定前_公3_高額療養費	算定差_公1_長期高額療養費	算定差_公5_食事負担者負担額	送付依頼状況
算定前_公3_高額療養費1%	算定差_公1_患者負担額	算定差_公5_食事患者負担額	エラー制御
算定前_公3_長期高額療養費	算定差_公1_他公費負担点数	過誤再審査	ロジカルエラー確認区分
算定前_公3_患者負担額	算定差_公1_患者負担額(他公 費負担分)	保険者番号(前)	資格エラー確認区分
算定前_公3_他公費負担点数	算定差_公1_任意給付額	被保険者証記号(前)	給付エラー確認区分
算定前_公3_患者負担額(他公費負担分)	算定差_公1_食事基準額	被保険者証番号(全角)(前)	ケアエラー区分
算定前_公3_任意給付額	算定差_公1_食事負担者負担額	被保険者証番号(半角)(前)	クリティカルエラ一区分
算定前_公3_食事基準額	算定差_公1_食事患者負担額	生年月日(前)	算定チェックエラー区分
算定前_公3_食事負担者負担額	算定差_公2_決定点数	性別(前)	照合エラー区分
算定前_公3_食事患者負担額	算定差_公2_費用額	本人家族入外(前)	ロジカルチェックエラー項目情 報
算定前_公4_決定点数	算定差_公2_負担者負担金額	給付割合(前)	ロジカルチェックエラーコード
算定前_公4_費用額	算定差_公2_高額療養費	割引(前)	ロジカルチェック処理日
算定前_公4_負担者負担金額	算定差_公2_高額療養費1%	再審査等申し出機関	資格チェックエラー項目情報
算定前_公4_高額療養費	算定差_公2_長期高額療養費	理由番号	資格チェックエラーコード
算定前_公4_高額療養費1%	算定差_公2_患者負担額	審査結果	資格チェック処理日
算定前_公4_長期高額療養費	算定差_公2_他公費負担点数	7号用摘要欄	被保険者テーブル更新日時
算定前_公4_患者負担額	算定差_公2_患者負担額(他公 費負担分)	突合先レセプト全国共通キー	レセプト更新日時
算定前_公4_他公費負担点数	算定差_公2_任意給付額	突合先国保連レセプト番号	給付チェックエラーコード
算定前_公4_患者負担額(他公 費負担分)	算定差_公2_食事基準額	突合先診療年月	給付チェック処理日
算定前_公4_任意給付額	算定差_公2_食事負担者負担額	突合先医療機関コード	算定チェックエラーコード
算定前_公4_食事基準額	算定差_公2_食事患者負担額	保険_請求突合調整点数	算定チェック処理日
算定前_公4_食事負担者負担額	算定差_公3_決定点数	保険_突合調整点数	照合エラー項目情報
算定前_公4_食事患者負担額	算定差_公3_費用額	公1_請求突合調整点数	照合エラーコード
照合処理日	支給決定年月	算定_保険_食事他方優先公費負 担額	強制入力区分
システム設定領域	診療開始日	算定_保険_食事国保優先公費負 担額	登録機能ID
公費 1_法別番号	診療終了日	費用額	登録者ID
公費 2_法別番号	保険_診療実日数	支給予定額	登録日時
	1	<u> </u>	1

公費3_法別番号	申請年月日	保険者負担額	最終更新機能ID
公費 4 _ 法別番号	審査申出年月日	患者負担額	最終更新者ID
公費4_法別番号	審査申出受領年月日	指定公費額	最終更新日時
県単・地単抽出フラグ	支給決定年月日	高額療養費該当区分	削除フラグ
県単・地単登録フラグ	支給年月日	振込先口座有無区分	特定疾病レコード
当初患者負担額	支給実績データ作成年月日	振込先区分	宛名番号
減額フラグ	支給実績データ更新年月日	振込区分	国保番号
保険者振替フラグ	保険制度(保険種別①)	振込銀行コード	受付区
医療機関支払取消フラグ	療養費データ区分	振込支店コード	認定番号
負担者請求取消フラグ	療養費種別	預金種目	発効日
算定後レセプト更新フラグ	点数表	口座番号	交付日
レセプト情報反映ステータス	給付割合	口座名義人(カナ)	失効日
電算管理番号	本人家族入外	口座名義人(漢字)	傷病名
電算管理番-枝番	特記事項 1	公1_負担者番号	物
登録年月日	特記事項2	公1_受給者番号	処理時刻
・	特記事項2	公1_支机有备为	スニイエドリ スリ
取べ更新年月日 	特記事項 4	公1_沙定点数	
	特記事項 5		
登録機能ID 登録者ID	特記事項 5 長期区分	公1_負担者負担金額 公1_一部負担金	
登録日時	算定区分1	公1_患者負担額	
豆球口呀 ————————————————————————————————————	算定区分 2	公1_思有貝担額公2_負担者番号	
	算定区分3	公2_貝担有备亏公2_受給者番号	
最終更新者ID			
最終更新日時	亦再並正得区分	公2_診療実日数	
削除フラグ	変更前所得区分	公2_決定点数	
療養費管理テーブル	前期該当区分	公2_負担者負担金額	
処理年月日	特別療養費	公2_一部負担金	
レセプト全国共通キー	状態区分	公2_患者負担額	
転帰請求グループ番号	海外療養費区分	公3_負担者番号	
支給申請書受理番号	初診料有無	公3_受給者番号	
事業区分	高額療養費該当区分	公3_診療実日数	
医療機関コード	強制保留区分	公3_決定点数	
医療機関_異動年月日	強制登録区分	公3_負担者負担金額	
医療機関名(漢字)	転帰請求区分	公3_一部負担金	
柔整団体機関コード	申請区分	公3_患者負担額	
柔整団体機関_異動年月日	審査結果区分	公4_負担者番号	
柔整団体機関名(漢字)	却下区分	公4_受給者番号	
保険者番号	却下理由	公4_診療実日数	
調整保険者番号	通知書印刷済該当区分	公4_決定点数	
被保険者証記号	傷病コード	公 4 _負担者負担金額	l

被保険者証番号	傷病名	公4_一部負担金	
世帯番号	備考 1	公 4 _患者負担額	
世帯管理番号	備考2	公 1_食事回数	
被保険者氏名(カナ)	データ区分	公 1_食事基準額	
被保険者氏名(漢字)	食事区分	公 1_食事患者負担額	
性別	公費区分	公2_食事回数	
個人管理番号	自支給期間	公2_食事基準額	
個人番号	至支給期間	公2_食事患者負担額	
機械整理番号	過誤再審査コード	公3_食事回数	
世帯主個人管理番号	保険_一部負担金	公3_食事基準額	
世帯主個人番号	算定_保険_他方優先公費負担額	公3_食事患者負担額	
世帯主被保険者証記号	算定_保険_国保優先公費負担額	公4_食事回数	
世帯主被保険者証番号	保険_食事回数	公4_食事基準額	
生年月日	算定_保険_食事基準額	公4_食事患者負担額	
診療年月	算定_保険_食事患者負担額	再審査区分	

## 【収納】

収納基本レコード	消し込み日	処理日	還付加算金計算開始日
国保番号	束番号_本番	処理時刻	還付加算金計算終了日
調定年度	束番号_連番	特徴期別調定レコード	還付時効完成日
科目区分	収納区分	国保番号	支払日
世帯構成区分	入力区分	調定年度	支払方法
医介構成区分	綴区	科目区分	支払区
減額措置サイン	充当元還付No.	随時サイン	調定年度
精算納付書発行サイン	不一致サイン	特徴月	充当先科目区分
調定異動日	納付日変更フラグ	徴収区分	随時サイン
調定変更禁止日	処理日	調定額(最新)	期No. (随時月 特徴月)
精算日	処理時刻	調定額(最新)_医療	充当本料額 1
徴収方法	還付歴レコード	調定額(最新)_介護	充当本料額 1_医療支援
処理日	還付No.	調定額(最新)_支援	充当本料額 1_介護
処理時刻	通知番号	当初調定額	充当延滞金 1
収納基本レコード	通知発送日(到達日)	当初調定額_医療	充当本料額2
国保番号	還付種別	当初調定額_介護	充当本料額2_医療支援
調定年度	戻入区分	当初調定額_支援	充当本料額2_介護
科目区分	還付年月日	収納額合計	充当延滞金 2
随時サイン	還付本料額	収納額合計_医療支援	処理日
期No. (随時月)	還付本料額_医療支援	収納額合計_介護	処理時刻
徴収区分	還付本料額_介護	還付額合計	仮消込情報レコード
調定額(最新)	還付延滞金額	還付額合計_医療支援	収納年月日
調定額(最新)_医療	還付延滞金額_医療支援	還付額合計_介護	シーケンスNo.
調定額(最新)_介護	還付延滞金額_介護	時効サイン	科目コード

調定額(最新)_支援	還付加算金額	返納区分	帳票コード
当初調定額	還付加算金額_医療支援	返納予定登録日	調定年度(和暦)
 当初調定額_医療		返納済日	徴収区分
 当初調定額_介護			保険証番号
当初調定額_支援		<u></u>	期/月
—————————————————————————————————————		特徴納付歴レコード	納付額
—————————————————————————————————————			延滞金
		<u></u> 収納額	合計額(納付額+延滞金)
滞繰調定額_支援	支払区	<b>业</b> 収納額_医療支援	納付年月日
収納額合計	調定年度	収納額_介護	束番号
収納額合計_医療支援	充当先科目区分	収納年月日	金融機関コード
収納額合計_介護	随時サイン	納付年月日	入力区分
還付額合計	期No. (随時月)	消し込み日	同一帳票区分
還付額合計_医療支援	充当本料額 1	特別徴収義務者コード	処理年度
還付額合計_介護	充当本料額 1 _医療支援	年金コード	科目コード・科目へッダー
督促発行サイン	充当本料額 1_介護	基礎年金番号	エントリー区分
督促公示サイン	充当延滞金 1	充当元還付No.	取扱区分
督催発行止理由	充当延滞金1_医療支援	不一致サイン	仮消込フラグ
催告発行回数	充当延滞金 1_介護	処理日	エラ―No.
催告返送回数	充当本料額2	処理時刻	綴徴収区分
時効サイン	充当本料額2_医療支援	特徴還付歴レコード	
処理日	充当本料額2_介護	還付No.	
処理時刻	充当延滞金 2	通知番号	
納付歴レコード	充当延滞金2_医療支援	通知発送日(到達日)	
収納種別	充当延滞金2_介護	還付種別	
収納額	処理日	戻入区分	
収納額_医療支援	処理時刻	還付年月日	
収納額_介護	随時内訳レコード	還付本料額	
延滞金	賦課年度	還付本料額_医療支援	
延滞金_医療支援	賦課調定額	還付本料額_介護	
延滞金_介護	賦課調定額_医療	還付加算金額	
収納年月日	賦課調定額_介護	還付加算金額_医療支援	
納付年月日	賦課調定額_支援	還付加算金額_介護	
滞納管理レコード	分納額(分割納付額) 5 回目	随時サイン	調定額
国保番号	分納予定日(納付期日) 5 回 目	期別No. (随時月)	収納額
滞納理由コード	分納額(分割納付額) 6 回目	金額種別	還付額

滞納理由更新日	分納予定日(納付期日) 6回	調定額	納期限
滞納理由更新窓口コード	日   分納額(分割納付額)7回目	収納額	如分停止前時効完成日
所得内容コード	分納予定日(納付期日)7回	還付額	繰上徴収キーレコード
所得内容更新日	目   分納額(分割納付額)8回目	納期限	国保番号
所得内容更新窓口コード	分納予定日(納付期日)8回	差押処分前時効完成日	処理日
収入額コード	目   分納額(分割納付額)9回目	交付要求・参加差押キーレ	处理時刻 如理時刻
収入額更新日	分納予定日(納付期日) 9 回	<u>コード</u> 国保番号	繰上徴収履歴レコード
収入額更新窓口コード	目 分納額(分割納付額) 1 O 回	処理日	繰上徴収管理No.
居所不明調査コード	<u>目</u>  分納予定日(納付期日) 1 0	<u></u>	繰上徴収開始日
居所不明調査更新日	回目 分納額(分割納付額) 1 1 回	交付要求・参加差押履歴レ	繰上徴収開始理由コード
居所不明調査更新窓口コード	分納予定日(納付期日) 1 1	<u>コード</u> 交付要求・参加差押管理No.	繰上徴収登録日
市税事務所委託フラグ	回目 分納額(分割納付額)12回		繰上徴収登録窓口コード
処理日	日   分納予定日(納付期日) 1 2   同目	該当理由コード	繰上徴収更新窓口コード
<u></u>	<u>四日</u>  用紙種別コード	<u> </u>	繰上徴収終了日
 交渉経過履歴レコード	支払い方法	交付要求・参加差押登録窓口 コード	繰上徴収終了理由コード
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	繰上徴収納期限
	分納誓約登録窓口コード	交付要求・参加差押終了日	時間指定区分
交渉相手コード	分納誓約更新窓口コード	交付要求・参加差押終了理由 コード	処理日
交渉内容コード	分納誓約終了日	交付要求・参加差押書送達日	処理時刻
登録日	分納誓約終了理由コード	交付要求・参加差押通知書送 達日	繰上徴収明細レコード
登録窓口コード	処理日	処理日	国保番号
更新窓口コード	処理時刻	処理時刻	調定年度
徴収対策区分	分納誓約明細レコード	交付要求・参加差押明細レ コード	随時サイン
処理日	国保番号	国保番号	期別No.(随時月)
処理時刻	調定年度	調定年度	金額種別
交渉経過明細レコード	随時サイン	随時サイン	調定額
経過詳細	期No.(随時月)	期別No.(随時月)	収納額
更新窓口コード	金額種別コード	金額種別	還付額
処理日	調定額	調定額	納期限
処理時刻	収納額	収納額	繰上徴収前時効完成日
催告書発送履歴コード	還付額	還付額	徴収猶予キーレコード
催告管理No.	終了時点調定額	納期限	国保番号
催告滞納理由コード	終了時点収納額	交付要求・参加差押前時効完 成日	処理日
催告書発送日	終了時点還付額	処分停止キーレコード	処理時刻
処理日	納期限	国保番号	徴収猶予履歴レコード
処理時刻	分納誓約前時効完成日	処理日	徴収猶予管理No.
分納誓約者キーレコード	差押処分キーレコード	処理時刻	徴収猶予期間(開始日)
国保番号	国保番号	処分停止キーレコード	徴収猶予期間 (終了日)

処理日	処理日	処分停止管理No.	徴収猶予申請日
	処理時刻	<u></u>	徴収猶予申請理由コード
分納誓約履歴レコード	差押処分履歴レコード	該当条項コード	徴収猶予登録日
国保番号	差押処分管理No.	処分停止登録日	徴収猶予登録窓口コード
分納誓約管理No.	財産種別コード	処分停止登録窓口コード	徴収猶予更新窓口コード
分納誓約日	差押処分開始日	処分停止更新窓口コード	徴収猶予終了日
分納誓約理由コード	差押処分登録日	処分停止終了日	徴収猶予終了理由コード
分納回数	差押処分登録窓口コード	処分停止終了理由コード	決裁区分コード
分納額(分割納付額)_1回目	差押処分更新窓口コード	処理日	処理日
分納予定日(納付期日)_1 回目	差押処分終了日	処理時刻	処理時刻
分納額(分割納付額)_2回 目	差押処分終了理由コード	処分停止明細レコード	徴収猶予明細レコード
分納予定日(納付期日)_2 回目	処理日	国保番号	国保番号
分納額(分割納付額)3回目	処理時刻	調定年度	調定年度
分納予定日(納付期日)3回 目	差押処分明細レコード	随時サイン	随時サイン
分納額(分割納付額) 4 回目	国保番号	期別No. (随時月)	期別No. (随時月)
分納予定日(納付期日) 4 回 目	調定年度	金額種別	金額種別
調定額	不一致サイン		
収納額	納付日変更フラグ		
還付額	処理日		
納期限	処理時刻		
徴収猶予前時効完成日	延滞金還付歴レコード		
時効期別レコード	還付No.		
国保番号	還付通知番号		
調定年度	還付通知発送日(到達日)		
随時サイン	還付種別		
期No. (随時月)	戻入区分		
普徴・特徴フラグ	還付年月日		
納期限	還付延滞金額		
全完納日	還付加算金額		
本料完納日	還付加算金計算開始日		
時効完成日	還付加算金計算終了日		
督催発送止理由	還付時効完成日		
処理日	支払日		
処理時刻	支払方法		
督促期別レコード	支払区		
督促状管理No.	調定年度		
督促状発送日	充当先科目区分		
督促状納期限	随時サイン		

処理日	期No.(随時月) 充当本料額	
	充当本料額	
処理時刻		
	充当本料額_医療支援	
延滞金基本レコード	充当本料額_介護	
国保番号	充当延滞金	
調定年度	処理日	
処理情報	処理時刻	
処理日	延滞金減免キーレコード	
処理時刻	国保番号	
延滞金期別レコード	処理日	
国保番号	処理時刻	
調定年度	延滞金減免履歴レコード	
随時サイン	延滞金減免管理No.	
期No.(随時月)	延滞金減免申請日	
徴収区分	延滞金減免理由コード	
一般調定額(本料)	延滞金減免登録日	
退職調定額(本料)	延滞金減免登録窓口コード	
確定延滞金額	延滞金減免更新窓口コード	
延滞金収納額合計	延滞金減免終了日	
延滞金還付額合計	延滞金減免終了理由コード	
滞繰延滞金額	延滞金減免額合計	
当初延滞金額	処理日	
処理日	処理時刻	
処理時刻	延滞金減免明細レコード	
延滞金納付歴レコード	国保番号	
収納種別	調定年度	
延滞金	随時サイン	
収納年月日	期No. (随時月)	
納付年月日	延滞金減免額	
消し込み日	延滞金調定額	
束番号_本番	延滞金収納額	
束番号_連番	延滞金還付額	
収納区分		
入力区分		
綴区		
充当元還付No.		

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名 新国民健康保険システム 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の特定個人情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 対象者以外の情報の入手を ・個人番号カードまたは通知カード若しくは身分証明書による本人確認を厳守する。 防止するための措置の内容 【庁内連携による入手】 ・共通基盤システムを介したデータ連携についても、ログを記録している。 必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 必要な情報以外を入手するこ ・各種申請書の記載内容については法令等に定める項目としている。 とを防止するための措置の内 【庁内連携による入手】 容 ・共通基盤システムを介したデータ連携については、事前に照会先と協議を行った情報のみを入手できる 仕様となている。 その他の措置の内容 <選択肢> ] 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとと もに、職員に対する教育を徹底する。 ・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、 リスクに対する措置の内容 被保険者及び納税義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操 作についてログを取得し保管している。 ・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。

]

Γ

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	・番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 ・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・入手した特定個人情報について、国保システム等への入力、修正及び削除等の作業を行う場合には、 入力作業等を行った職員以外による照合作業を行うことで正確性を確保する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、以下の措置を講じる。 【紙媒体に対する措置】 特定個人情報が記載された紙媒体は、定められた保管場所で施錠管理を行う。また、窓口で紙媒体を収受した際は、事務処理後速やかに保管場所での管理を徹底する。 【電子データに対する措置】 特定個人情報を含む電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととする。なお、電磁的記録媒体を使用する場合は、限られた担当者のみが扱うこととする。事務処理後は速やかに電磁的記録媒体からデータを消去する。 【業務共通システムに対する措置】 業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報を連携することとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特	定個人情報の使用								
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事剤	8に必要のな	よい情報との	の紐付けが行	行われるリスク			
宛名シの内容	√ステム等における措置 S	· 業剂 個人	情報の連携	・ムとの連携 を許可する	きにおいては は様となって			を保持している場合に 『務に必要のない情報と	
	で使用するその他のシス おける措置の内容				【個人情報は 限が与えられ	、 れた者しかアクセス	スできないよう	にしている。	
その他	也の措置の内容	国保	システムで何	吏用する端	末は、インタ	一ネットなどの外	部接続を行われ	ない。	
リスク	への対策は十分か	[	十分 	分である	]	<選択肢> 1)特に力を入 3)課題が残さ	れている れている	2) 十分である	
リスク	2: 権限のない者(元職	裁員、ア	′クセス権限	のない職員	(等)によって	不正に使用されん	るリスク		
ユーサ	が認証の管理	[	行っている	5 ]		<選択肢> 1)行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	国保	ーーーー システムを6	 吏用する必	要がある職員		こIDとパスワー	-ドによる個人認証を行	う。
アクセ 管理	:ス権限の発効・失効の	[	行っている	5 ]		<選択肢> 1)行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	正管ま規 【ア及び	から申請を行、権限を有し、権限を有し、員についてまいるテム】はシステム】が必ち、大力を限が利用がある。	ては人事情 行い、アクセ でいた正規 も同様に所 必要となった 管理者(所	Zス権限を設 現職員が異動 管課からの「 に場合は、シ 属長又は所	だする。 かなどが生じた際に 申請に基づきIDを ステム利用管理者	まアクセス権限 ←失効させる。 香(健康保険課 香)がIDを発行・	、非正規職員について を更新し、IDを失効させ 長又は当該課長が指定 する。なお、アクセス権 が対させる。	さる。非正とした者)
アクセ	ス権限の管理	[	行っている	5 ]		<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	要と	なった者につ	いては、変	更や削除を	セス権限を再確認 行い、残存を防止 単位に設定できる	Lする。	動などにより業務上アク	セスが不
特定個	固人情報の使用の記録	[	記録を	·残している	]	<選択肢> 1)記録を残し <sup>・</sup>	ている	2) 記録を残していな	い
	具体的な方法	シス 一定 【国	の期間保管 保システムに	zスログ管理 し必要に応 おける措置	里機能により じて確認が	行える仕組みとす		。また、記録したログに^	ついては、
その他	也の措置の内容	端末		-定時間操·	作が行われて	フする制御を行う。		-バーを起動する。また	、一定時
リスク	への対策は十分か	[	+5	分である	]	<選択肢> 1)特に力を入 3)課題が残さ	れている れている	2) 十分である	
リスク	3: 従業者が事務外で(	使用す	るリスク						
リスク	に対する措置の内容	また、 利署名 シ 的に	、職員に対し 者は、業務」 し所属長なと テム利用管理 所属課あて	で個人情報 上知り得た どに提出す 理者が定期 に通知し、利	暇保護に関す 情報の業務が る。 ]的にログ記	ける研修を行う。 外利用の禁止に関 録を取得し、特に ごを報告させる。業	関する条項を含 一定時間ログ:	定し、コピーした際に記録 む遵守事項について、 オンを継続した者につい た場合には、特定可能	誓約書にいて、定期
リスク	への対策は十分か	[	十分	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 3) 課題が残さ	れているれている	2) 十分である	

リスク	4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製される	リスク		
リスク	に対する措置の内容	新国民健康保険オンラ お、個人番号を除く情幸	インシステムのE WをEUC機能に	EUC機能については、 より抽出したファイルを	の作業に限定されている。 個人番号を抽出できないようにする。、な 電磁的記録媒体などに複製する際は、操 朝的に確認し、不正な複製を牽制している。
リスク	への対策は十分か	[ 十分であ	<b>ა</b>	く選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分である こいる
特定個	固人情報の使用における	その他のリスク及びその	Dリスクに対する	措置	
4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ ] 委託しない
委託 委託 委託	もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の と約終了後の不正な使用 もに関するリスク	不正な提供に関するリス 保管・消去に関するリス	スク		
情報仍	<b>呆護管理体制の確認</b>	セキュリティマネジメンI・プライバシーマーク又・契約時においては、契とするほか、目的外の類約締結している。	ジメントシステム、システムを有す はTRUSTeのし と約業者に個人や 利用禁止、複写の になるできる。	の認証(ISO27001) ること いずれかを取得している 青報管理責任者を設置 の禁止等の個人情報  管理者・責任者を定め	を取得していること、又はこれと同等の情報 ること はさせ、個人情報の適正な管理をさせること 取扱特記事項を明記した契約書により、契 、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規
	國人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[ 制限してい	る ]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	は、許可と立会に基づ	き可能としている 番運用、開発用	。なお、情報システム などシステムを分離し	報告させるとともに、閲覧及び更新について の管理上、特定個人情報ファイルを直接閲 て構築しアクセスを制限するとともに、操作
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 録	[  記録を残して	[いる ]	<選択肢> 1)記録を残してい	る 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・委託業者から適時セニ・情報システム責任者が 期的に通知し、利用目	キュリティ対策の が定期的にログ 的等を報告させる	実施状況の報告を受り記録を取得し、特に一! ることにより、不正な利	É認するとともに、その記録を残す。 けるとともに、その記録を残す。 定時間ログオンを継続した者について、定  用の牽制を行っている。 「の保管期間は、千葉市公文書管理規則に
特定個	固人情報の提供ルール	[ 定めてい	გ ]	<選択肢> 1) 定めている	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		キュリティ管理に		2約書において、再委託の必要性、再委託 托の必要性と管理上の問題が無い場合に
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・「個人情報取扱特記事 地に検査することができ			るときは、委託先に対し報告を求め又は実
特定值	固人情報の消去ルール	[ 定めてい	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				くは消去しなければならない。 する旨を規定し、必要に応じて、職員がその

	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容				その使用、複製等、管理、個. おり、必要に応じて、職員か	人情報の取得、個人情報の返還及び 、その内容を確認する。
	も 日先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ <sup>-</sup> 3)十分に行っていない	ている 2)十分に行っている 4)再委託していない
	具体的な方法	には、 <del>-</del> 確保で	F葉市と委託先が協調 きるとして千葉市がす	、 、 、認をした場	再委託先において委託先と	負わせてはならず、再委託を行う場合同程度以上のセキュリティの体制がき定めている。再委託先におけるセル基づき確認している。
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託	Eにおけるその他のリ	スク及びそ		
5. 特	定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワー	ークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われる	るリスク			
特定個記録	固人情報の提供・移転の	[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	·情報 <i>0</i>	)移転について、庁内	]ネットワーク	クにおいて送信記録のログ	を取得している。
	固人情報の提供・移転に ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				車法令及び国民健康保険法 −タ利用について移転先とば	に照らし、定められた事務についての 3議を行う。
その化	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	共•移転力	が行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容	ステム	での移転については、 上で行う。 号法関連法令(別表			報(注)及び移転先のみ、庁内連携シ
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転して	しまうリスク、誤ったな	相手に提供		
リスク	に対する措置の内容				重法令(別表2)で定められた らことで、データ連携を適切に	−情報を統合DBに格納し、移転先が ⊏行っている。
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対す る措置 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 1接続しない(入手) 1接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリ ティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウ リスクに対する措置の内容 トを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 (注2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う機能。 <選択肢> 1 [ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担 保されている。 リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体について、VPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで安全性を確保している。 | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 リスクに対する措置の内容 ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個 人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスクへの対策は十分か

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (注)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応などであり、業務上特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	
リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムに持報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかをチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うに、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク
リスクに対する措置の内容	【千葉市における措置】 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 (注)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	【千葉市における措置】 中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示などにより情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【千葉市における措置】

- ①当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようアクセス権限を設定している。
- ②システム管理者が定期的に操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、 利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。

#### 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容
- の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し ている。

- 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行 政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え いなどのリスクを極小化する。

### 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏え	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[	政府機関ではない	」 <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない			
②安全管理体制	[	十分に整備している	- <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全管理規程	[	十分に整備している	」 <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全管理体制·規程の職員 への周知	[	十分に周知している	] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			

⑤物3	里的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	3) 十分に行っていない 【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい、滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。 〈サーバー室について〉・建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理(24時間365日)に加えて高精度カメラによる監視を行う。 ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ及びプログラムなどを含んだ記録媒体及び帳票類などの可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入り口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・ 出入り口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
<b>⑥技</b> 征	析的対策 	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。 (1)不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するためにウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。 (2)不正アクセス対策 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバー上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<b>⑦バッ</b>	クアップ	[	十分に行	<sub>うっている</sub>	]	<選択版> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
<ul><li>⑧事品</li><li>知</li></ul>	女発生時手順の策定・周	[	十分に行	<sub>うっている</sub>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	っている	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生あり	]		<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
	その内容	②   3 へ④   【①   た②   3 ④   【①   1,2 平原に動発が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合が、場合	案5年党区国际切生的(2条9)生党区国际生活(3条9件生党区国际生产的生党区国际生活(3)工作生党区国际生活(3)工作、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	診療 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	田書 方の 大ジ 信 い 人信人 信 かい 大信人 信 かい はい かい	プト)の紛失/381件  「整備(配送業者からレきを備(配送業者からしきできないたため、誤って機能である。)、発送元への確認  「特数とは信(各受信者が他者のというできない。)  「おり、発送信(を受信者が他者のものできない。)  「おり、発送に、誤送信したいまともに、誤送信した	密文書として のメールアド  (を関して は、アンド には、アンド に	できる状態となったもの)/
	再発防止策の内容	・ 伝 ポトを ボ 事 ル ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の も ・ の も の も の の の の の の の の の の の の の	受領すること  2]【事例3]  ルの一斉送信  入力欄に「B	とした。また、 こついて 言時には、複 CC」欄が常I	、受領した 数職員では に表示され	番号とレセプトの法別番 レセプトは施錠できる書 確認を行うこととした。 いるよう設定し、必ず「B まれず、一定時間送信ト	が で送信	することとした。
⑩死者	音の個人番号	[	保管し	ている	]	<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない
	具体的な保管方法	生存	する個人の個	人番号と同村	様に安全管	管理を行っている。	-,	PI-10 01 01
その化	也の措置の内容					_		
リスク	への対策は十分か	[	十分一	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) る	十分である
リスク	2: 特定個人情報が古い	い情報	のまま保管さ	れ続けるリス	スク			
リスク	に対する措置の内容	①住		ムと異動デー	−タを連携	(随時)することにより晶 目的に実施する。	最新化する。 	
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい		十分である

リスク	Jスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するUスク					
消去	手順	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、 とにより、内容を書き出すこ	内容の消去 とができない もし、保管及	・破壊等(専用ソフトに。 いようにする。)を行う。 び廃棄(裁断、溶解等)	新国民健康保険システムの処理において よるフォーマットや物理的破砕などを行うこ の運用が適切になされていることを適時 こ、その記録を残す。	
その他	也の措置の内容			_		
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそ	のリスクに対	対する措置		
			_			

## Ⅳ その他のリスク対策※

Ⅳ その他のリスク 1. 監査	ノ <u>対</u> 束 <u>*</u>
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	【国保システムにおける措置】 ・情報セキュリティ責任者が職員などに対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかにていて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な内容	【国保システムにおける措置】 ・「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規定などの遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を定期的に実施する。 ②関連規定などの遵守状況などの点検:情報セキュリティ責任者は、職員などの情報セキュリティに関する関連規定などの遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後装置:情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のための必要な措置を講ずる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。
	I 8発
従業者に対する教育・啓発	【 +分に行っている ] 〈選択肢〉 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	【国保システムにおける措置】※「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき実施・情報セキュリティ責任者については、年1回以上情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を実施している。 ①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法 ②リスク分析手法 ③セキュリティ対策の導入及び運用手法 ④セキュリティ教育手法 ・職員などに対しては、情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を年1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 ①情報セキュリティの重要性 ②情報システム利用者の責任 ③セキュリティ事故の事例 ④モラルの啓発 ⑤禁止行為及びそれらに対する罰則 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。

## 3. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室					
②請求方法		千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。					
	特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。					
③手数料等		【選択肢〉 1) 有料 2) 無料 手数料は無料。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円が (手数料額、納付方法: 必要。納付方法は、窓口であれば現金、郵送の場合は現金または為替) による。					
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	_					
	公表場所						
⑤法令による特別の手続							
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_					
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
①連絡先		〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課 043-245-5143					
②対応方法		問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。					

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価							
①実施日	平成27年8月1日						
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意見の聴取							
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲 覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。						
②実施日・期間	平成27年●月●日から平成27年■月■日まで(30日間)						
③期間を短縮する特段の理 由	_						
④主な意見の内容	なし						
⑤評価書への反映							
3. 第三者点検							
①実施日	平成27年●月●日、平成27年■月■日、平成27年▲月▲日						
②方法	千葉市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。						
③結果							
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】						
①提出日							
②特定個人情報保護委員会 による審査							

# (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明